

— 目 次 —

はじめに	1
プログラム	3
開会のあいさつ	法政大学総長 増田壽男 5
趣旨説明	法政大学大学評価室担当常務理事 浜村 彰 7
第1部 基調講演	
基調講演1	
大学の質保証と国際化	立命館大学教育開発推進機構教授 安岡高志 11
基調講演2	
法政大学における内部質保証	法政大学大学評価室長 公文 溥 35
第2部 話題提供・パネルディスカッション	
話題提供1	
今後の大学評価の方向性とあり方	大学基準協会特任研究員 生和秀敏 57
話題提供2	
高等教育政策における質保証とは	文部科学省高等教育局企画官兼高等教育政策室長 榎本 剛 73
パネルディスカッション	85
閉会のあいさつ	法政大学国際学術支援本部担当常務理事 徳安 彰 97
付録	99
登壇者略歴	
アンケート結果	

はじめに

大学評価室は、教育・研究の質保証と向上を目指して、発足以来2年間にわたる活動を行ってまいりました。大学の自己点検・評価活動を、認証評価機関による外部評価への対応を目的とするものから、大学が独自に質保証を行うものに変えることを目指して活動してまいりました。

しかしこの活動は手探りで、大学は何を目的として質保証の活動を行うのか、如何に実行するかを、絶えず見直しながら進めてきたのが実態です。評価室が推進してまいりました自己点検評価活動を振り返り、次のステップに向けた方向を探ることを目的として、「グローバル化時代における私立大学の質保証」をテーマとするシンポジウムを開催いたしました。

シンポジウムでは、立命館大学教育開発推進機構の安岡高志先生、大学基準協会特任研究員生和秀敏先生、文部科学省榎本剛高等教育政策室長という、高等教育の領域で代表的な方を講師としてお招きすることができました。文部科学省と大学基準協会が第二期認証評価の在り方を模索しております時期に、専門家の方をお招きして知見をお聞きできましたことは、私どもにとって大変参考になりました。心よりお礼申し上げます。また、当日多くの大学関係者の方が、ご出席くださり、質疑に参加いただきました。改めて感謝いたします。

多くの皆様のご協力を無駄にすることなく今後の活動に生かすべく、報告書を作成いたしました。本報告書が、大学の質保証に関心のある方の一助となれば幸いです。

法政大学大学評価室長 公文 溥

法政大学大学評価室シンポジウム

「グローバル化時代における私立大学の質保証」(2010.10.23 開催)

<プログラム>

13:00~13:05 開会のご挨拶 法政大学総長 増田 壽男

13:05~13:10 趣旨説明 法政大学常務理事 浜村 彰

第1部 基調講演

13:10~13:40 基調講演1 「大学の質保証と国際化」
立命館大学教育開発推進機構教授 安岡 高志氏

13:40~14:10 基調講演2 「法政大学における内部質保証」
法政大学総長室付大学評価室長・教授 公文 溥

14:10~14:30 休憩

第2部 話題提供・パネルディスカッション

14:30~14:50 話題提供1 「今後の大学評価の方向性とあり方」
大学基準協会特任研究員 生和 秀敏氏

14:50~15:10 話題提供2 「高等教育政策における質保証とは」
文部科学省高等教育局企画官(兼)高等教育政策室長
榎本 剛氏

15:10~16:00 パネルディスカッション
テーマ:「グローバル化時代における私立大学の質保証」
コーディネーター 浜村彰
パネリスト 安岡高志氏, 生和秀敏氏, 榎本剛氏, 公文溥

16:00~16:05 閉会のご挨拶 法政大学常務理事(国際学術支援本部担当)
徳安 彰

司会 法政大学教授 川上忠重

開会のあいさつ



法政大学総長

増田 壽男

本日は多くの方が「グローバル化時代の私立大学の質保証」というテーマでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

文科省より大学の質保証ということが提起されてまいりました。大学はそれまで質保証など何にもしなかったというわけではありませんが、全大学が質保証に向かって邁進するという事態になってきて、自己点検・評価の実施が義務化されてきたというのが現状でございます。

しかしながら、文科省からの要請という消極的な意味ではなくて、積極的な意味で大学の質保証を一体どうするのか、また、グローバル時代ということ考えたときに、世界の中で日本の大学はどういう地位にあるのか、大学ランキングにおいて日本の大学は何が問題なのか、ということを考える必要があると思います。

大学の数が非常に増加し、大学卒業にどういう意味があるのかということをお社会がかなり厳しく見るようになってきているという状況があります。

現在、大学の質保証は、専ら学生の質をどのように保証するかということを中心に行っていますが、私は、大学を構成しているメンバーである研究者・教育者の先生と職員と学生、この3者が一体となって質保証をするという体制をつくらない限り、なかなか難しいと考えております。特に、研究者の質保証、教育者の質保証については自己研鑽の結果であるという形で、放置されている現状があり、その先生の質保証をせず、学生ばかり質保証するというのはおこがましいのではないかと問題が必ず出てくると思います。

それから、職員は現在、比較的圏外にあると思われているかもしれませんが、私立大学においては、職員の質がほぼ大学を決めるぐらい大きいファクターになりつつあるということは間違いのない事実でございます。そうすると、質保証ということ考えるときに、学生ばかり考えていていいのか、もうちょっと大きい目で、大学トータルの質という

のはどこで決まるのかということを考える必要があると思います。

今日は素晴らしい講師の先生方に来て頂いております。積極的にいろいろな議論をしていただき、本当に自分たちの考える質保証というものについて真剣に考える土台を創っていただければありがたいと思います。本日の議論を期待しまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

趣旨説明



法政大学大学評価室担当常務理事

浜村 彰

本日はお忙しい中、本学のシンポジウムにご出席くださいました講演者の先生方並びに出席者の皆様に改めて御礼を申し上げます。

ご存じのように、今日、大学はユニバーサル化とグローバル化の時代を迎え、大学の教育内容の社会的信頼性と国際的な通用性が厳しく問われているところです。それぞれの大学でさまざまな取り組みをなさっていることと思いますが、本学におきましても、昨年度、自由と進歩の建学の精神に基づく大学全体の理念、目的を見直し、新たな3つのミッションを策定いたしました。

そのうちの1つの教育上のミッションとして、21世紀の難局を打開できる人間力豊かなリーダーの育成を掲げております。そして、これに基づきディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針を策定して、既にホームページで公表しているところでもあります。今年度は各学部、研究科ごとに3つのポリシーを策定してもらい、それについて現在もう一度チェックいたしまして、今年度中にこれまたホームページで周知を図る予定です。

また、これと並行して、2008年には、大学全体のみならず、学部、学科の教育内容の質保証を確保するために大学評価室というものを新たに設置いたしました。自己点検を主体的に行う部隊として全学自己点検委員会、そこで報告された報告書を第三者的な観点から客観的にチェックする大学評価委員会を設け、各学部、研究科の教育の質保証をはかるためのP D C Aサイクルの実質化を図っているところです。

また、他方では、こうした各学部等の構成単位の取り組みとは別に、学部横断的な大学全体の教育の質保証を目指すために、昨年、2009年度に大学全体の機関といたしまして、教育開発支援機構を設置いたしました。従来から取り組んでいたF D推進活動の担

い手であるFD推進センターをここに組み込むと同時に、新たにリベラルアーツセンターと学習環境支援センターを設けまして、この3つのセンターから成る全学的、学部横断的な教育の質の充実化の取り組みを始めております。

FD推進センターでは授業の改善に向けた組織的取り組みをさらに強化し、リベラルアーツセンターでは教養教育のカリキュラム全体の見直しと自校教育の新たな設置、さらにはICT教育の推進、そして最近、就業力の育成GPをいただきましたけれども、キャリア教育の充実といったものに既に取り組んでおります。また、学習環境支援センターでは、単位の実質化という観点から学生が主体的な学習に取り組む上での環境整備を図るために、例えばラーニングコモンズを既に設置や学生の学習支援のためのさまざまなアドバイザー制度を設けまして、学生の主体的な取り組みを支援する環境を整えつつあります。

ただし、これらはいずれも志半ばの段階で、課題はまだまだ山積みの状態でございます。そこで、今回はグローバル時代を迎える中で、大学教育の質保証に取り組む上で一体何が課題なのか、その課題を解決するための方策としてどのようなものが考えられるのかという点につきまして、本日ご出席くださった皆様と率直な意見交換をして、大学全体の質保証の取り組みに向けての意見交換の場とさせていただければ幸いですと考えております。

以上、簡単に趣旨説明を終わります。

基調講演



安岡 高志 氏



公文 溥 氏

基調講演 大学の質保証と国際化

立命館大学教育開発推進機構教授

安岡 高志

ただいまご紹介にあずかりました安岡です。私はただの化学屋ですので、十分な話ができるか心配しております。

学修時間の必要性

大学の質保証と国際化というテーマですが、国際化というよりも、国際競争に打ち勝つためにはどうすべきかを少し含めてお話をさせていただきたいと思います。

質の保証ということで、世の中では一般的に、3つのことがいわれております。

1つめは、大学卒業者として必要と思われる一定の基準を満たす質の保証、ミニマムエッセンシャルズということです。これはアメリカで2005年だったでしょうか、スプリング教育長官が自己点検・評価にアウトカム評価を入れろということで議論になり、結果的には、それは無理だということで2008年に終決しました。しかし、その後も、OECDがAHELOとして一定水準の試験を導入することを検討しており、世の中では騒がれているわけです。

2番目は、各大学の人材育成像をどの程度達成したか。各大学が挙げるディプロマポリシーである人材像を達成することが質を保証することになるというわけです。

3番目は、各大学が改善サイクルをもっているということです。すなわち改善サイクルを回すことによって、いずれよい質に到達するというわけです。私の理解では、近々、2番目の各大学の人材育成像をどの程度達成したかということが問われることになり、これが最も重要になります。しかし、この各大学の人材育成像を達成するためには、PDCAサイクルのような改善サイクルなくして達成することはほぼ不可能だと思います。したがって、私からみると2番目と3番目は、ほぼ同じことです。

さて、日本が世界のグローバル化に対応する戦略を考える場合、まず、現状の把握、現在の日本の教育に関する位置をはっきりさせておく必要があります。

スイスのローザンヌにあります国際経営開発研究所が毎年、世界競争力年鑑を出しております。その何十項目かある評価項目の中の1つに、大学の教育力は国際経済競争に対応しているかという項目があるのです。国際経済競争に対応しているかですから、絶対値ではないかもしれませんがある意味で国の大学の教育力をあらわしています。普通ですと日本は上からどの辺にあるかなと思ってみるのですが、ごらんのとおり、47カ国中47位です。高等教育を研究してらっしゃる方々は、日本がこんな最下位なはずはない、これはきっと測り方が悪いのだろうなどごまかしているのですが、私はこれが正しいと思っております。

2000年現在がこんなものですが、これは毎年発表されておまして、昨年ですとこれが54カ国中40位ぐらいだったようです。ビリからは脱していることは確かですが、まだ下位を低迷していることには変わりありません。

これはOECDの中での日本の進学率を示したものです。ごらんのように2006年の値ですけれども、真ん中あたりにありますちょっと赤くなっているのがOECDの平均値で56%です。それよりも日本の赤いものが大分低くて45%くらいの値になっています。現在は54%まで上がっているわけですけれども、進学率がOECDの平均値に達していない状態です。文部科学省は日本の進学率は現状を高過ぎるという立場はとらないと表現していますので、もっと高くしてもよいとみているわけです。

これは卒業率です。日本は91%でトップの卒業率を示しています。日本の進学率は高くはないので、卒業率がよくなっていると見ることもできます。すなわち、優秀な者だけが進学するので、卒業率が高くなるわけです。しかし、進学率の低さよりも卒業率の高さが勝っていることが分かります。見方によっては、これが悪いとも言い切れません。アウトカムを評価する1つの手法はこの卒業率でもあるのです。例えば、アメリカの4年間での卒業率は大体三〇数%です。それが日本では80%近い数字で高いわけですから、日本の大学の効率がよいという意味であればそうなのですから、残念ながらそれには値しないと私は思っております。

私が先ほどの日本の教育力が最低であることを信じる理由は次の通りです。本来、単位制度のもとでは学生は1日8時間勉強する必要があります。ところが、日本の学生は総務省の平成13年の統計ですと、授業時間を含めて1日2時間59分です。平成18

年度ですと、少し増加しますけれども、3時間半です。本来8時間勉強しなければならないところをこれしかしていなければ、最下位というのは当然だと私は思っております。

一日8時間勉強する必要があるという理由は大学評価・学位授与機構から桜美林大学に移られました舘先生が次のようにいわれているからです。「1単位45時間の根拠は、労働時間からきている。労働者が働くのと同じ時間だけ学生が一週間勉強した褒美が1単位である。すなわち、1日8時間労働し、6日働くと、 $6 \times 8 = 48$ 時間、土曜日の午後を差し引いて45時間。これが1単位45時間の根拠である。」余計なことですが、1週間の褒美が1単位ですから半期15週でとれる単位数は15単位、年間30単位が基本なのです。

これは私どもが、1単位当たりどれぐらい授業外学修をしているかを実際に調査したものです。本来、講義・演習については、45時間のうち15時間を教室内で学修し、それ以外の30時間の学修を教室外行うことになっています。もちろん実験、実習も含まれておりますから、一番下に示しておりますように教室外で1単位について27.3時間学修すべきところを、日本では平均5.2時間しか学修しておりません。最も少ないところは1.8時間、最も多いところでも11.5時間で、これが日本の現実です。いままで、日本の学生は勉強しない、けしからんといってきたわけですが、この発想では世界に今後も太刀打ちすることはできません。学生が勉強しないのではなく、日本の大学は学生に勉強させるノウハウをもっていないということを認識すべきです。この認識がない限り、絶対に学生さんに勉強させることができるようになることはありません。

以上のように、国際競争力に太刀打ちできる大学の教育力をつけるためには、それ相応の勉強させるノウハウの開発が必要であると私は思っております。

大学審議会答申の目標

98年に大学審議会答申にはシラバスを導入しましょう、学生による授業評価を導入しましょう、 Semester制を導入しましょう、キャップ制を導入しましょうと書かれています。一体何のためにこれらを導入するのかということをごみなさん自覚されて導入させたのでしょうか。これらはすべて学生に単位制に見合っただけの勉強をさせる小道具です。シラバスは一体何かというと、何月何日にどんな授業をするかということを書い

でも意味がありません。1単位45時間の15時間は授業で学修しますので、教室外の30時間の学修についての義務を書かなくてはならないのです。Semester制度は一体何かというと、月・木、火・金、水・土と週に二回中2日あけた時間割で教室外の30時間の勉強をさせるためです。もうちょっといえば、15週の期間は小試験、レポートを書かせて、学生は勉強以外のことができない状態をつくることです。

何が何でも勉強させるのだという目的をもって、これらの小道具を導入して初めて意味があることです。シラバスを導入すれば学生が勝手に勉強する、Semester制にすれば勝手に学生が勉強する、GPA制度を導入すれば、学生が自分の平均点をみて、これを上げなくてはいかんと思って勝手に勉強する。とんでもないことです。大切なことは、何の目的でこの施策を導入するのかということを経験者が共通認識として自覚することです。大学の質を保証するというのは、導入される施策が一体何のための施策であるかということを経験者としてもち、それに向かって努力することが大学の質を保証することになると私は思っております。既に、いろいろの施策が高い割合で導入されているのですが、私は日本の大学教育がそんなに変わった実感をもっていません。その理由は導入することが目的化してしまっており、真の目的を忘れてるか最初から目的を理解していないためだと思います。

これは余談ですが、なぜ勉強しない学生が生まれたかについて触れておきます。戦前はドイツ式の教育でした。当時はまだ5%以下の進学率ですから、学生さんはエリートで非常にだいにされており、何をしてもよかった。ただし、卒業するためには試験ができなくてはならなかったのです。すなわち、平たくいうと試験さえできればそれでよしというのがドイツ式です。しかし、だんだん進学率が増すにしたがってドイツ式ではドロップアウトする学生が多くなったわけで、これを何とか防ごうというのが単位制度なのです。

戦後、単位制度が入ってきましたが、学生にこつこつ勉強させて、勉強したい人もしたくない人も何が何でも勉強させて卒業させるのだという単位制の趣旨が理解されないままに、最後の試験だけができれば卒業だという習慣が残ったのです。その試験が余り難しくないので、日本では勉強しない学生ができたのです。

単位制の趣旨からして、最終試験は最終成績の3分の1を超えるべきではありません。

すなわち、最終試験のウェイトが60%であれば、これは普段ぶらぶらして最後の試験のときだけ詰め込み勉強しなさいよというメッセージを送ることであり、15週の期間、常に勉強し続けなくてはならない状態をつくり上げる単位制度の趣旨に反することです。本当の目的は何かを自覚することが非常に大切であると私は感じます。

学士課程教育の構築に向けて

2008年度の『学士課程教育の構築に向けて』の答申には何が書いてあるのでしょうか。皆さんご存じのように、3つのポリシーを明確にしなさいと書いてあります。ディプロマポリシー、すなわち、その大学が養成しようとする人材育成像を明確にしなさい。そして、その人材育成像を達成するためにカリキュラムポリシーを明確にしなさいと書かれています。ご存じと思いますが、カリキュラムの意味は競馬のコースということなので、そのコースを走ればゴールに到達するような仕組みをつくるのがカリキュラムです。そして、アドミッションポリシーというのは、そのカリキュラムをこなせる条件を明確にしなさいということです。ただし、三つのポリシーを決めるにあたり条件があり、社会のニーズと国際通用性を担保してくださいというわけです。これは当たり前といえども当たりのことで、何も新しいことではありません。98年の大学審議会答申にもほぼ同じことが書いてあります。

さて、先ほど法政大学もディプロマポリシーを明確にしたというお話でしたが、日本全体としてはどれくらいの大学がそれを明確にしているかということ、ディプロマポリシーを大学として設定しているのは、既に平成20年で96%、そして82%が公表しています。さらに大学全体のディプロマポリシーを受けて、学部のディプロマポリシーを明確にしているのは89%で、そのうち77%が公表しています。

カリキュラムポリシーに対してアドミッションポリシーが少し下がっているのはよいのですが、ここに不思議なことが起こっています。本来であれば、学部のディプロマポリシーに対して、それを達成するためにカリキュラムポリシーがあり、さらに、カリキュラムポリシーを達成できる条件としてアドミッションポリシーが示されるわけです。すなわち、ディプロマポリシーよりもカリキュラムポリシーが低くなっているのは当然ですが、カリキュラムポリシーよりもアドミッションポリシーが高いなどということは

あり得ないことです。これは、はっきり申し上げまして、本当に実現するつもりで書いていない証拠であると思っております。

先ほどの答申には、各専攻分野を通じて培う学士力として期待されることは何か書かれています。知識・理解，汎用的技能，態度・志向を身につけなさい。一番上が知識を身に付け科目の内容を理解しなさい，次に社会人スキルを身につけなさい，態度・志向というのは知的発達を含めた生き方をちゃんと身につけなさいといっているのです。さらに，これまで獲得した知識・技能・態度などを総合的に活用して，みずから立てた新たな課題にそれらを適用し，その課題を解決できる人材，すなわち問題発見・解決型の人材を育成しなさいとなっており，98年の大学審議会答申と全く同じことが書かれています。

ただ，違うところは「この質を保証するためには，自己点検，自己評価をしなさい。そして，この自己点検，自己評価で目的を達成する手段はP D C Aサイクルを回すことである」と書いてあるところです。この答申にはP D C Aサイクルということばが4回半出てまいります。半というのは，プラン，実行，評価，改善と日本語で書いてあるところが1ヵ所ありますから，4回半出てくるわけです。

具体的などころでは，2章の4番目，具体的な改善方策，大学に期待される取り組みでは，つぎのように書かれています。学位授与の方針の策定に当たって，P D C Aサイクルが稼働するようにする。すなわち，必ず方針を立てる場合にP D C Aサイクルが稼働するようにしなさい，学内の共通理解を確立すること，実践の段階に応じて目標を具体化すること，客観的に測定可能な指標によって予め目標を設定しておくことに考慮する。すなわち，測れないことは達成目標にはならないといっているのです。

しかし，教養教育を定義することができなければ教養教育を測ることはできないという議論があります。少なくとも私の理解では，教養教育の中でどうしても外せないということを見つければ，それを測ればよいのであって，教養教育全体を把握する必要は当面ないと私は思っております。

P D C Aサイクルの実際のプランにおいて，第1に決定すべきことは何を実現したいか（すべきか）ということなのです。特に私立大学の場合は必ず，これを実現することが大学の発展のため，社会の発展のためになるという達成目標でなくてはなりません。

2番目は行動目標です。その目標を達成するために具体的に日常何をすべきかを定めることです。みんなでこういうことをやりましょうという共通の指針を決めることです。

3番目は目標達成を何で測定するか評価指標を決めることです。目標を達成したかどうかはこの指標で測るということを決めておくことです。測れないことは達成目標にならないし、してはいけないのです。そして、どんな状態になっていけばよいかという基準を決めておくことです。皆さん、学部のディプロマポリシーを決めるときに、評価指標が立つかどうかみてください。評価指標が立たないということは具体的な目標になっていないということです。

したがって、自分たちの達成しようとするのが漠然としているのか、明確になっているかどうかは、評価指標が立つか立たないかによってみるができると思って頂いて結構です。

以上PDCAサイクルを導入する際のPlanについて説明しましたが、PDCAサイクルを導入するというよりも、PDCAサイクルを回せる人材をいかにその大学につくるかということになります。自分たちがとる行動や考えが大学のためになるかどうかという指針をいつももちながら行動ができる人材をつくるということに尽きると私は思っております。

学生が身につけるべき目標は3つあります。先ほどの知識・理解、社会人スキル、態度・志向でした。私は知的発達（態度・志向）、社会人スキル、そして科目の理解だと思っています。一番大切なのは何かというと、この知的発達（態度・志向）だと思っています。社会人スキルを含めると私からみるとここまでが教養教育に相当するところです。

1つ申し上げたいのは、最近よくコア科目ということが叫ばれていますが、アメリカでは専門科目の中にはコア科目はありません。あるのは、教養教育のみです。すなわち、その大学の特色を出すのは、教養教育なのです。その教養教育をどのように組み立てるのが大学の特徴であり、それがまさに知的発達や社会人スキルに相当するわけです。私の専門科目は化学ですが、誰がみても物理化学、無機化学、有機化学、分析化学が重要な科目であり、どこの大学でも科目内容はほぼ同じなのです。特徴を出せるのはこの教養教育なのです。

一番大切なのは知的発達なのです。ウィリアム・ペリーが、4段階で発達を示してい

ます。第1段階の学生さんは、AかBかという思考に支配されています。この段階にいる学生は、正しいことは1つであり、問いと答えは1組の真実である。教員はすべての正しい答えを知っていると思っています。このレベルの学生さんが結構多いのです。私もそう思って東海大学の理学部化学科に入学しました。あるときに食塩が立方体をしているというので、先生に聞いてみました。何で食塩が立方体をしているのですか、何で水晶が六角柱をしているのですか、何でミョウバンがひし形をしているのですか。先生は教えてくれませんでした。仕方がないから図書館に行って本を読みますと、結晶の中の構造は実によくわかっていますが、外形がなぜそのようになるかということはよくわかっていないことがわかりました。何だ、わかっていなかったのか、もしかしたら化学をそういう目でみると、まだわかっていないことがたくさんあるかもしれないと思うようになり、やっと第一段階を脱したのです。まずこの段階から脱することが大切です。すごく勉強のできる学生さんでも、この段階の学生はいます。先生、質問に行ってもいいですか。いいよ。来ると、宿題全部やってきましたけれども、これ、合っているかどうかみてください。権威者の同意がなければ自信がもてない。これがまさに第1段階なのです。うちの大学では早く第1段階を脱するような教育をしよう。この合意が大切なのです。

第2段階になると、はっきりした答えがないことが世の中には多いのだと思うようになり、柔軟性は人生の一部だと考えるようになるということです。最後の第4段階になると自分の価値観、倫理観をもって、独自の評価や解析を行うようになるそうです。卒業までに第4段階まで達するように問い続けましょうということをその大学で合意することが大学の特徴を出すということなのです。

第2の目標は、社会人スキルです。教養人をつくらうとするのか、リーダーシップのとれる人材を育成するのか、コミュニケーション能力を育成するのか、躰を身につけさせるのかなどです。躰をつけることがうちの大学の発展に寄与すると思えばこれをやればいいし、先ほど法政大学はリーダーシップのとれる人材を育成するといっていました。それでは、リーダーシップのとれる人材を育成するためには何をすればよいかということになります。この3つの条件が欠けていればリーダーシップのとれる確率は極めて少なくなるそうです。この3つの条件を学生に身につけさせることをみんなでやりましょ

うということ合意することが必要なのです。第一の何をすべきかを示せるということは、問題を発見して、それを解決する問題発見・解決能力を身につけさせることです。社会に出たときの問題は何だというと、理想と現実のギャップ、あるいはあるべき姿と現実のギャップが問題なのです。ということは、理想やあるべき姿を考えることのない者にとって、問題は絶対に発見できない。すなわち、常に理想は何だ、あるべき姿は何だと問い続けましょうと合意し、実行することです。第二は抽象的なことをわかりやすく話すということです。みんなで、わかりやすい話をさせましょうというのをすべての授業で導入してこそ初めて意味があるのです。

すなわち、先ほど申し上げました科目の内容以外のことは、その大学が全体で取り組まなくては価値がありません。それを合意することがP D C Aサイクルを回せる人をつくることになります。すなわち、P D C Aサイクルを導入するということは、システムを導入することではなしに、それを回すことのできる人材をつくることにほかならないことだと先にも申し上げましたように私は思っております。

立命館大学はどうかということを紹介させていただきます。ここでは教育改革総合指標の成熟度指標というのをつくっており、この4段階まで到達したいと考えているわけです。第一段階は形式的な検討であったり、検討が行われていないレベル。第二段階は、具体的な検討が行われているが、合意が得られていない。第三段階は、検討されて合意が得られている。最後の第四段階はニーズに迅速に対応して成果を出すということです。このような大学社会を目指すという方針が決まっております。

自分の大学を褒めるというのは、皆さんなかなかしないと思うのですが、私はこれを決めた立命館大学はすばらしいと思っています。なぜかというと、私が行く前に決めているからです。私が行ってから決めるとなかなか褒めにくいのですけれども、私が行く前にこれを決めたということは本当にすばらしいことだと思うのです。

もう1つ、私は教育開発支援センターにありますが、教育開発支援センターは教育目標が達成できる成熟組織となるように支援することをミッションステートメントとしています。支援はするのですが、直接的な支援はしません。その組織が、P D C Aサイクルが回せるような組織になるような支援をするようにしています。人材をつくるというと大げさなのですが、自分たちがそういうことに気づくような仕掛けをできるだけしよ

うということをは心がけているわけです。直接的に何かをして、統計をとってあげましょう、何とかしてあげるなどという支援はしません。その人たちが気づいて、自分たちがこうしなくてはいけないということに気づく仕掛けをできるだけつくるようにしようというわけなのです。しかし、立命館大学の支援センターこのように取り組んでいますけれども、効果は上がっているかという、なかなかそうはうまくは行っていません。でも、こういう方針が決まっていますので、効果が上がっているかは別にして、私は立命館に行ってから何をしたいのかなどと悩んだことは全くありません。

企業の例

企業は一体どんなことをしているかを紹介します。例えば、スターバックスのミッションステートメントは何かというと、コーヒーのメーカーとして世界に冠たる会社をつくるということです。そのためにはサードプレイスを提供することを目標にしています。サードプレイスとは何かというと、ファーストプレイスは家庭、セカンドプレイスは職場、家庭でも職場でもないリラックスした空間のことです。その実現のために一体何をするかというと、このように方針がちゃんと決まっています。いつもこの項目全部を実行することは困難ですので、普段は3つのことを心がけているそうです。これを実行すれば、スターバックスはきっとよくなると思えることが大切であるといっていました。サードプレイスを提供する。パートナーを大事にする。お客様の要求があったら、はい、わかりましたといきましょう (Just say yes)。

スターバックスの課題はどれくらい達成できていると思いますかと聞いてみましたところ、多分50%もできていないと思います。でも、この3つを信じて我々が取り組むという姿勢が大切なのだと思いますといわれておりました。このように大学も、ミッションに対してみんなが共通の認識をもち、組織員全員が達成目標に向かって努力するということが必要です。

ちょっといい例ではありませんけれども、最近、私が気づいたことを紹介します。たまたま私が家にいると、洗濯物を干す手伝いをするのですが、私が洗濯物を干すと詰めて干してしまい、道具を少なく使って、一回で干せるように干すのです。何で私が干すところなるのかと思っていました。女房が干すと、たくさんの道具を使って、早く乾く

ように干すのです。それは洗濯物を干す目的である乾かすということを考えているからなのです。私は自分の分担の仕事だけが早く終わることを考えて干していますから、こじんまりと、できるだけ道具を使わなくて、干しに行くのに楽な方法を考えるのです。もうちょっと全体的ことを考えて洗濯物を干すと、色のついたものは全部裏向けて干すことまでするようになるということです。

いかにその組織員が全体の目標を理解して取り組むことが、これからの大学組織に要求されることとなります。これが質の保証ではないかと思います。

話を元に戻しますと、スターバックスの方が、スターバックスのブランドは我々組織員が支えていると思っているとっていました。これからは、先ほど増田総長がいわれましたように、教職員、学生、すなわち構成員全体が支えるということを念頭に置くことこそが、これからの大学の質を保証するに繋がると思います。

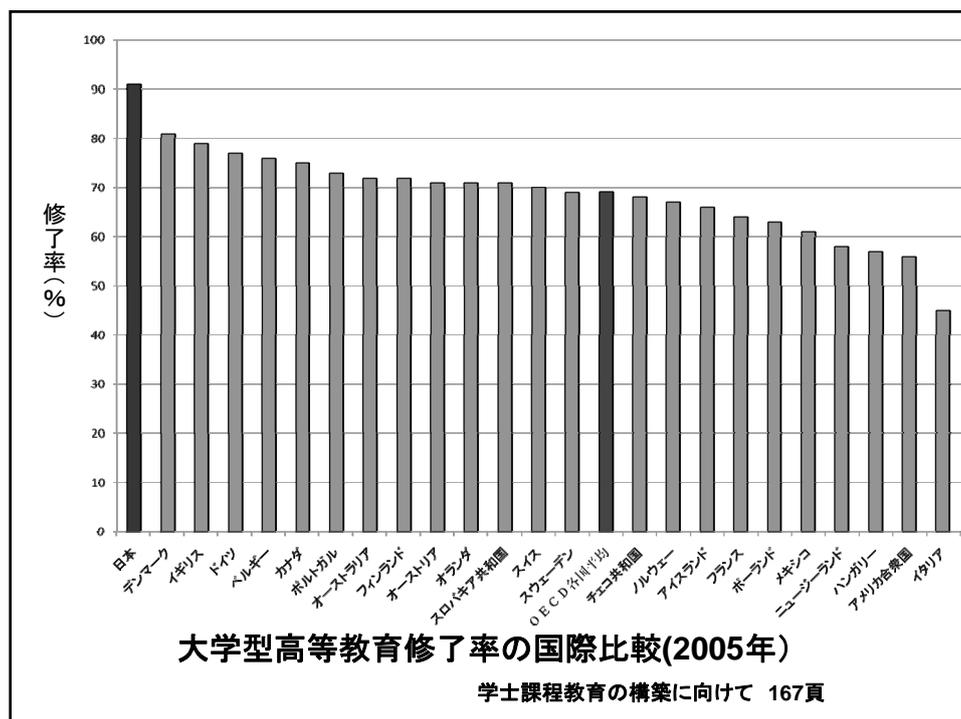
ちょっとオーバーしてしまい申し訳ありません。以上です（拍手）。

大学の質の保証と国際化

立命館大学 教育開発推進機構 教授
教育開発支援センター長
安岡高志

三種類の大学教育の質保証について

1. 大学卒業者として必要と思われる一定水準の保証。ミニマムエッセンシャルズの定義（AHELO）
2. 各大学の人材育成像をどの程度達成したか。
3. PDCAサイクルを機能させるシステムを構築している。改善サイクルを持っている。



日本の大学生の授業外学修時間
調査期間 2006年11－12月
13大学30学部回答者数2875名

「1単位あたりの授業外学修時間」

最小値	1.8時間
平均	5.2時間
最大値は	11.5時間
必要学習時間	27.3時間

大学における教育内容等の改革状況

- シラバスの導入・・・平成20(16)年・・・ 96(99)%
- 学生による授業評価・・・・・・・・・・80(97)%
- セメスター制度の導入・・・・・・・・・・84(85)%
- キャップ制度の導入・・・・・・・・・・68(62)%
- FDの実施・・・・・・・・・・97(75)%
- GPA制度の導入・・・・・・・・・・46(28)%

なぜ勉強しない学生が生まれたか

戦前ドイツ式システム
試験ができれば全てよし

戦後単位制度

手取り足取り学期を通じて学生に勉強させるシステム [最終試験は最終的な成績の1/3を超えるべきでない]、しかし、単位制度の意味は理解されず、試験ができればよしとするシステムが残り、その試験がやさしいものであったため今日の学生が生まれた。

学士課程教育の構築に向けて
には何が書いてあるか

大学教育の質と量を確保するため
に三つポリシーを明確にせよ

○ディプロマポリシー

○カリキュラムポリシー

○アドミッションポリシー

社会のニーズに応えるとともに国際通用性を
備えた人材育成

三つのポリシーの設定(公表)状況

大学全体において(平成20年)

ディプロマポリシーの設定……………96(82)%

学部段階において

ディプロマポリシーの設定……………89(77)%

学部段階において

カリキュラムポリシー設定……………55(41)%

アドミッションポリシーの設定……………80(72)%

各専攻分野を通じて培う「学士力」

1. 知識・理解
2. 汎用的技能
3. 態度・志向性
4. 統合的な学習経験と創造的思考力
これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

学士課程教育の構築に向けて 第4章公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

- 1 設置認可・届出制度
- 2 第三者評価
- 3 自己点検・評価
- 4 情報公開
- 5 大学間の連携, 開かれた協同のネットワークの構築
- 6 大学団体等の役割

**目標を達成する手法は何か
PDCAサイクルを機能させる**

**学士課程教教育の構築に向けて
第2章学士課程教育における方針の明確化 第1節 (1) 国際的な動向(2) 我が国の課題(3) 改革の方向(4)具体的な改善方策【大学に期待される取組】(11頁)
学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。
学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくこと等に留意する。**

Planにおいて決定すべきこと

- 第一に決定すべきことは:「何を実現したいのか」 具体的目標の設定
- 第二:目標達成に「行動目標を何にするか」 (共通認識の決定)
- 第三:「目標達成を何で測定するか」 評価指標の決定
- 第四:「評価基準」 基準の状態を決定

学生が身に付けるべき三つの目標

第一目標 卒業までの知的発達の推進 (William Perry, 1970)

第一段階: AかBかという思考に支配されている。
この段階にいる学生は、正しい答えは一つであり、
問と答えは一組の真実である。教員はすべての正しい
答えを知っている権威である。

第二段階: 権威者の間でも意見の一致しない領域
があることに多く出会い、誰もはっきりした答えを
持たないテーマがあると気づく。

第三段階: 学生が確固たる証拠とそうでない証拠
の区別を学ぶ。

第四段階(最終局面): 独自の分析に基づいて、さ
まざまな主題について自分自身の立場を取り始める

第二目標

社会で活用できる知識・スキルの修得

○教養人の育成

○リーダーシップの取れる人材育成

○コミュニケーション能力の養成

○躰を身に付けさせる

第三目標

科目の理解、必要なスキルの習得

リーダーシップの取れる人材育成

リーダーの条件

○何をすべきかを示せる

○抽象的なことを分かりやすく説明

○評価指標を示し、評価を行うことが出来る

PDCAサイクル(自己点検・評価)とは

- 目的を達成するための手段である。
- 将来に向かって努力するものである
- 認証評価機関から認証を得ることを目的とするものではない
- 認証は高等教育機関として必要最小限度の環境整備
- 認証は経営の安定、受験生の殺到の保証ではない

立命館大学における教育改革総合指標の 成熟度評価基準

1. 形式的な検討であったり、検討が行われていないレベル
2. 具体的な検討が行われたが、学部教員全体の合意が得られていないレベル
3. 整合性が検討され、合意が得られ、周知されているレベル
4. 社会のニーズの変化に対して機敏に対応するための継続的、組織的な体制が整っているレベル

教育開発支援センターの ミッションステートメント

教育開発支援センターは、教育目標が達成できる成熟組織となるように、全学の学部・研究科・教学機関等と協働し、自らもその一員である本学の「学びのコミュニティ」の成長を支援する。

スターバックスのミッション・ステートメント (Mission Statement): 「当社の原則を一貫して守りつつ事業を拡大し世界の最高級コーヒーの加工から小売りまで一貫して扱う一流コーヒー専門会社としてのスターバックスを築いていく」

スターボックスの存在理由

本物のサードプレイスになることである。サードプレイスとは、家庭(ファーストプレイス)、職場や学校(セカンドプレイス)の次に3番目の場所(サードプレイス)という意味。ゆっくりと自分らしく過ごすことができるサードプレイスの体験が顧客のかけがえのない1日をより豊かなものとなってほしいとの願い。

スターボックスの行動指針

- お互いに敬意と威厳をもって接し、働きやすい環境を作る。
- 事業運営上での不可欠な要素として多様性を受け入れる。
- コーヒーの調達や焙煎、新鮮なコーヒーの販売において、常に最高級のレベルを目指す。
- 顧客が心から満足するサービスを常に提供する。
- 地域社会や環境保護に積極的に貢献する。
- 将来の繁栄には利益性が不可欠であることを認識する。

スターバックスのブランドエッセンス

感動経験を提供して、
人々の日常に潤いを与える。

サードプレイス
パートナー
Just Say Yes !

おわり

後日のご質問や問い合わせは
yasuoka@fc.ritsumei.ac.jp
までどうぞ。

基調講演 法政大学における内部質保証

法政大学大学評価室長

公文 溥

「法政大学における大学内部質保証」というテーマで説明させていただきます。

(パワーポイント)

全体の目次が5つほどございますが、本日、法政大学にお越し頂いた皆様に、簡単に大学の紹介をさせていただきます。

このビルは、ボアソナードタワーという建物なのでございますが、これは、法政大学の創立時に、明治政府の法律顧問としてフランスから日本に来ておりましたボアソナードという民法学者、法律家が法政大学で教えておりました。それが大学の出発点、1880年です。

2000年代に入り、大学改革で学部を増設し、現在15学部と大学院となっております。大学の規模といたしましては、学生数が2万8,532名です。

次に我々がどのような自己点検評価体制をつくるに至ったかという話をさせていただきます。

法政大学の自己点検評価の歴史ですが、1994年4月に全学自己点検・評価委員会規程というのを制定しました。2002年に大学基準協会の相互評価を受けまして、認定を受けております。その後、2007年3月に、今度は認証評価という名称に変わりましたが、改めて認証評価を受けまして、適合になっております。この2007年に認証評価を受ける際に、先ほど来、安岡先生のご説明でもございましたように、質保証、あるいはどういう能力をもった学生を育成するか、そういう視点が出て、大学教育界で議論されるようになりました。PDCAサイクルをちゃんと回すようにということもいわれるようになりました。報告書をつくるにあたり、到達目標をつくることを各学部、大学院に要請いたしましたが、なかなか具体的な到達目標ができませんでした。

そこで、機関別認証評価で適合の判定を受けたのですが、7年後ではなくて、2012年に改めて認証評価を受けよう、そのための新しいことを何か考えようというようにな

りました。2006年度の認証評価では、このような改善システムができていないので、努力するよという指摘を受けました。そして、新しい総長、理事のもとで評価室というのを立ち上げることになりまして、2008年7月、そのためのプロジェクトを立ち上げました。こうした領域で、私どもよりも先に取り組んでおられます関西学院大学さんと立命館大学さんの関西の2つの大学にインタビューにまいりまして、どのようにやっているか話を聞くことをいたしました。それから、さらに大学基準協会などの話も伺いました。

同じころ、ここには外部環境への対応と書いてございますが、文部科学省が中央教育審議会答申で学士力という概念を提起され、3つのポリシーもいわれました。それから、実質的な質保証を行う仕組みをつくること、という提言をしました。そして、私どもが所属しております大学基準協会は、第2期認証評価のあり方として各大学に内部の質保証、これは大学基準協会からしますと、外から質保証をするということではなく、大学の内部で自主的に質保証をする、そういうシステムをつくるよという「内部質保証システムの構築」という文書をつくって公表しておりました。このように、文部科学省と大学基準協会の提言に対応したということが、私どもの新しい内部質保証のための制度づくりをした理由です。

組織図ですが、総長室のもとに大学評価室を設置しました。また、総長のもとに自己点検委員会、大学評価委員会という2つの委員会をつくっております。2つの委員会にプランを提起するのが評価室の左側でございます点検評価企画委員会。このような形で新しい自己点検体制をつくりました。

そこで、次に、内部質保証の仕組みを説明させていただきます。内部質保証とは何かというのが本日の大きなテーマなのですが、私は法政大学における内部質保証の制度の側面の説明をさせていただきたいと思ひます。

2008年11月に大学評価室を設置し、大学評価室を含む自己点検委員会活動全体を管理するよ規定をつくりました。その中で評価室の役割としましては、ここに挙げましたよな3つの役割を一応具体的に想定しております。自己点検活動を行う自己点検委員会と評価委員会の双方の管理をする。そのために、自己点検報告書のための記入様式、書類をつくること、それから評価基準を作成すること、これが一番大きい仕

事です。2番目は、大学内外、外国の質保証に関する情報の収集、この情報の収集には法政大学の関係者へのアンケートの調査などもあります。そして、収集した情報を提供する。最後に、自己点検・評価報告書を作成し、公表する。こうした仕事があります。

自己点検委員会は、法政大学の自己点検活動全体を実施する組織として、構成メンバーは既存の学部、大学院が中心で、それに研究所、それから事務部門が担っています。学部、大学院、研究所及び事務部門の4つの責任者を集めまして自己点検委員会を組織し、この自己点検委員会が年度の自己点検活動の方針を承認し、さらには報告書の承認なども行います。

それで、「自己点検活動の担い手は、運用単位（学部）等の責任者（学部長等）」としてございますが、ここで我々は大分苦勞いたしました。といいますのは、新しい規定ができる前の自己点検活動は、先ほど申しましたように、到達目標をつくることがなかなかうまくいきませんでした。それは各学部等で自己点検委員会という委員会を設けまして、その委員会に委員がもちろんおります。そして、その委員が全学自己点検委員会に出席しまして、その場で各学部に必要な事項を伝えるということをやっているのですが、委員ですと学部全体のリソースを動かしたり、将来の方向を考えたりという作業ではどうしても制約があります。そこで、新しい規定では、学部の責任者である学部長を自己点検活動の担い手と位置づけました。同じく大学院は各研究科長、それから事務部門は部長をリーダーといたしまして、そのリーダーが自己点検活動を行うことにしました。

自己点検委員会は、このように多数の構成メンバーから成り立ちましたので、頻繁にこの会議を開くわけにはいきません。現実的には、大事なことは学部長会議であるとか、大学院委員会とか、そうした既存の会議体の場で審議を行うことにしています。

2つ目が、大学評価委員会なのですが、これは法政大学の中にいわば大学基準協会のような評価をする委員会をつくったということでもあります。どうしても学部等の自己点検評価活動だけですと、それだけで終わりますので、それをさらに大学の中で評価する委員会をつくりました。この評価委員会の構成メンバーは、法政大学の教職員及び他大学の教職員から成っておりまして、評価報告書を作成いたします。現在、その評価報告書が作成し終わり、総長、理事会に提出したところです。

企画委員会は、自己点検活動全体に対する調査活動と企画を担当しています。法政大

学の教職員から構成し、月1回、会議をしております。

今までは組織の話でしたが、次に多少中身に入る話をさせていただきます。到達目標の設定となっておりますが、到達目標の設定に我々は大変苦勞しまして、なかなか具体的な到達目標を設定するに至りませんでした。そうしているうちに、2009年10月に大学基準協会が方針をつくるようにという案を出てまいりました。こうなりますと、目標の上にさらに方針が来ます。我々は方針を大項目に関して長期の目標を定めるものと理解し、その目標を定めた上で、特定時点における目標を中期目標と短期目標、こういう3段階の方針と目標の設定をするようにという要請を各学部などに行いました。

ただし、我々こうした目標を立てるのになかなか苦勞しており、大学基準協会が要請する全部の大項目に関して一気に目標を立てるというのもなかなか大変ですから、基本的に3つのポリシーに関して、まず方針、到達目標を設定してくださいと各学部などに要請いたしました。3つのポリシーだけではなくて、理念、目的や教育目標についても具体化を要請いたしました。

次に、評価委員会の評価に関して説明します。評価委員会は、2つの視点から評価基準を設けて評価をしております。これは各学部等が提出した自己点検報告書の現状分析と到達目標を評価するのですが、1つは水準評価です。これは、大学基準協会が定めております評価基準による評価です。大学基準協会が定める評価基準は、大学設置基準とその運用施策をもとにしたというように理解しております。したがって、基本的には法令をベースにした水準評価を何よりもまず行うというのが第1です。

2つ目は、せっかく方針を定め、到達目標を定めて、そこを評価するという際に、その側面を具体的に評価することも必要だろうと考え、達成度評価というのを別に設けて評価をすることにしました。これによって教育の改善、改革の努力、その成果を評価することによって質の向上を促すことが可能になるのではないかと考えております。しかし、これはまだ始まったばかりですので、その成果がみられるのはもう少し後のことになるのですが、とりあえずこの2つの評価を行うことにしております。

昨年度、第1回目の自己点検・評価報告書を作成しました。これは学部等が作成した自己点検報告書と評価委員会が作成した評価報告書を合体したものです。大学評価委員会が評価したことをもとにして提言が行われておりますので、大学評価室長は、その提

言を総長に伝えました。

大きく分けて2つございます。1つは、到達目標とそれを達成すべき指標がなお抽象的で具体的になっていないので、もう少し改善するよという提言が行われました。これを伝えるというのが1つでございます。2つ目が、大学院と通信教育部の話、これは内部の話でございます。

自己点検報告書は、現状分析シート、中期・年度目標、大学評価委員会の評価の3つの部分から構成されております。

それから、大学評価室セミナーというのも開催しております、学部長、研究科長などを対象に、自己点検活動に必要な情報を提供する、そうしたセミナーを行っています。

そして、卒業生、新入生、保護者アンケートなどのアンケート調査も行っております。それにはコメントを書いてもらうのですが、そのコメントには授業に対する大変厳しい評価などが来ます。自己点検活動とはやや別の視点なのですが、そうしたことを参考にしながら、授業の改善などに生かす提言もしております。

2009年度に具体的に動き始めたのですが、次の2つを2010年度の自己点検活動の課題として設定いたしました。

1つが、内部質保証の実質化です。やや抽象的な表現ですが、学部、大学院には到達目標を設定することを依頼しまして、そして今年度は法人部門も方針を提案しました。したがって、基本的に大学を構成する学部と法人部門の2つの構成要素が、基本方針、到達目標を提起する体制が整いました。今後は、学部等は法人の基本方針を考慮しつつ方針の精緻化を図ることを考えて、そういう方向で動いております。

2つ目が、到達目標の修正と追加です。先ほど申しましたように、基本的に到達目標としては3つのポリシーを中心にして到達目標を作成してくださいと依頼しておりました。その到達目標の設定がなお抽象的であるという指摘を評価委員会から受けたので、その修正、追加を可能とするということにしました。それから、今年度はさらに大学基準協会が要請する大項目すべてについて到達目標を作成するというのが課題です。

最後、今後の課題ですが、我々法政大学としましては、評価室を設置し、先ほど申しましたような、大学全体の自己点検と評価のシステムづくりを行いました。大学全体としてはそういう質保証のシステムづくりができたのですが、やはり質を改善し、保証し、

向上させていく主体，中心になるのは，各学部です。

そこで，学部において，執行部が中心となってP D C Aを回すように依頼していますが，なおそのプロセスを，今のところそれ以前の自己点検委員会が中心になって活動するという段階を乗り越えて，執行部が中心となって自己点検委員会を行うようにはなりましたが，できれば全教員が参加した教員による質保証というところが最も肝要なポイントだと思いますので，そこをどのように，これから学部段階で質保証の組織づくりを行うかということが我々にとって大きな課題になっております。

といいますのは，これまで大学は質保証を全くしてこなかったわけではないわけで，そういうことはずっとやってまいりました。しかし，それはあくまでも個々の教員の努力による質保証，個々の教員が研究の成果をベースにして教育を行う，そうした質保証であったと思います。それをこれからは学部として組織的に質保証を行っていく，そこが今求められている大事なポイントだろうと思います。重複しますが，学部内における内部質保証，そういうシステムづくりをしていくことが大事なポイントだろうと思います。

以上できょうの私の説明を終わります。ご清聴，ありがとうございました（拍手）。

法政大学における 内部質保証

法政大学
総長室付大学評価室長
公文 溥

HOSEI

本日のお話し

1. 法政大学の紹介
2. なぜ新たな自己点検評価体制を作ったか
3. 内部質保証の仕組み
4. 2009年度の活動
5. 課題

HOSEI

2

法政大学の紹介

- 1. 法政大学は若い法律関係者が設立した大学。ボアソナード(明治政府の法律顧問)が中心となってフランス法を教授した。
- 1880(明治13)年、東京法学社(講法局、代言局)を駿河台に設立。
- 1881(明治14)年、東京法学校(講法局独立)
- 1889(明治22)年、和仏法律学校設立。東京法学校と東京仏学校(仏学会が1886年設立)の合併。
- 1903(明治36)年、和仏法律学校法政大学(専門学校令)に名称変更。

(2)

- 2. 1920年、法政大学と名称を変え、2学部となる。
- 1920(大正9)年、財団法人法政大学(大学令)、法学部、経済学部設置。
- 1921(大正10)年、富士見町(現在地)に移転。
- 1922(大正11)年、法学部が法文学部となる。

(3)

- 3. 第二次大戦後、6学部となる。
 - 1947(昭和22)年、法学部、経済学部、文学部の3学部となり、通信教育部を設置。
 - 1950(昭和25)年、工学部設置。
 - 1951(昭和26)年、学校法人法政大学(私立学校法による)。
 - 1952(昭和27)年、社会学部設置。
 - 1959(昭和34)年、経営学部設置。

(4)

- 4. 大学改革で、15学部・大学院となる。
 - 1999(平成11)年、国際文化学部、人間環境学部設置。
 - 2000(平成12)年、現代福祉学部、情報科学部設置。
 - 2003(平成15)年、キャリアデザイン学部設置
 - 2007(平成19)年、デザイン工学部設置。
 - 2008(平成20)年、理工学部、生命科学部、GIS(グローバル教養学部)設置。
 - 2009(平成21)年、スポーツ健康学部設置。

(5)

• 5. 大学の規模。

- 学部学生数は、28, 532名
- 大学院生数は、1, 647名、
- 専門職大学院生数は、360名
- 大学教員数は、746名
- 専任職員数は、413名、
- 卒業生数(累計)は、415, 181名

- (2010年5月1日現在)

2. 法政大学の自己点検体制の変化

1994年4月	『全学自己点検・評価委員会規程』制定
1996年3月	『法政大学の明日を求めて<自己点検・評価報告書1996>』作成
2000年11月	『全学自己点検・評価委員会規程』一部改正
2001年8月	『法政大学 自己点検・評価報告書 2000』作成
2002年3月	大学基準協会「相互評価」受審 「認定」。
2006年4月	『法政大学 自己点検・評価報告書 2005』作成
2007年3月	大学基準協会 機関別認証評価「適合」
2009年1月	新規程制定 新体制スタート
2010年3月	『2009年度自己点検・評価報告書』作成

2. なぜ新たな自己点検評価体制を作ったか (1) 内部要因

- 2006年度大学基準協会認証評価での指摘

「自己点検・評価活動と改善・改革システムの連結に関しては、総花的な記述に終始しているので、今後具体的なシステム構築に努力する必要がある」

2012年度認証評価のための自己点検評価体制の模索。経営陣の方針(総長、理事)。



2008年7月 プロジェクト設置・検討開始

他大学インタビュー(関西学院大学、立命館大学)

2. なぜ新たな自己点検評価体制を作ったか (2) 外部環境への対応

文部科学省

○学士力の概念、自主的な質保証の仕組みの提言

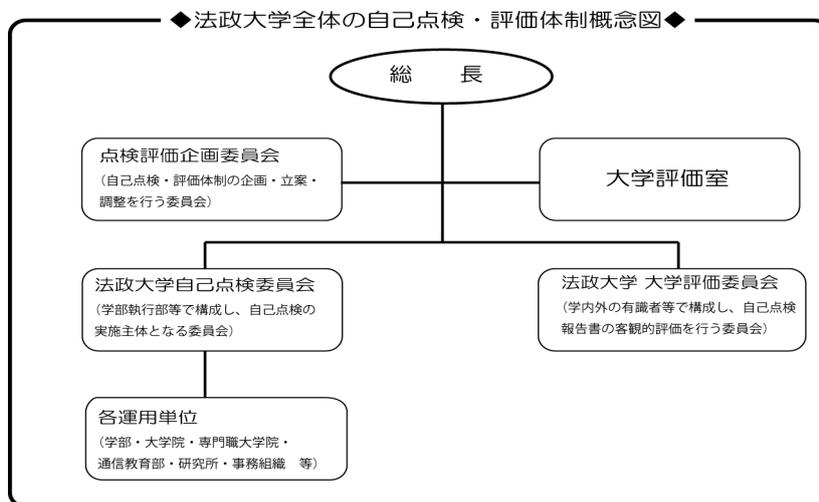
中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』平成20年12月

大学基準協会

○第二期認証評価のあり方。大学に「内部質保証」のシステムをもとめる。

大学基準協会『内部質保証システムの構築』平成21年3月

2. 法政大学の自己点検体制：組織図



3. 内部質保証の仕組み (1) 評価室

2008年11月、大学評価室(総長室付)設置。
役割:(1)法政大学の質保証のための活動、自己点検委員会と評価委員会の双方の活動をまとめる。自己点検報告の記入様式、評価基準の作成。(2)内外の質保証に関する情報の収集。法政大学関係者へのアンケート調査を通じた教育上の課題の収集。情報の提供。(3)自己点検・評価報告書の作成と公表。

(2) 自己点検委員会

- 自己点検委員会は、法政大学の自己点検活動を実施する。構成メンバーは、学部、大学院、研究所、および事務部門。自己点検委員会は、方針・報告書の承認をおこなう。
- 自己点検活動の担い手は、運用単位(学部等)の責任者(学部長等)。
- 各運用単位独自の会議(学部長会議など)において、自己点検活動に関する審議を行う。

(3) 大学評価委員会

- 大学評価委員会は、各運用単位(学部等)が作成する自己点検報告書を、評価する。
- 評価委員会の構成メンバーは、法政大学の教職員および他大学の教職員。
- 評価委員会が、評価報告書を作成し、総長・理事会に提出する。

(4) 企画委員会

- 企画委員会は、自己点検活動に関する調査と企画を担当する。質保証に関する情報を収集し、法政大学の現状に即した、自己点検活動を提案し、成果を確認する。
- 企画委員会の構成メンバーは、法政大学の教職員である。

(5) 到達目標の設定

- 学部等(各運用単位)は、大学基準協会の大項目について、到達目標を設定する。
- 到達目標は、4年の中期目標と1年の短期目標の二つとする。目標には指標を必要とする。
- 大学基準協会が要請する「方針」(2009年10月)は長期の方向を定めるものと理解し、特定時点における目標を中期と短期に定める。

(6) 三つのポリシーの具体化

- 学部などは、大学基準協会の大項目(評価基準)別に、「方針」を設定した。
- とくに、理念・目的、教育目標、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程(カリキュラムポリシー)、学生の受け入れ(アドミッションポリシー)については、「方針」「到達目標」の具体化を要請した。

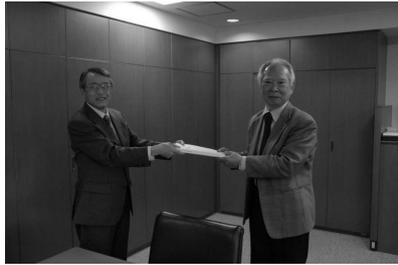
(7) 二つの評価基準

- 評価委員会は、二つの評価基準(1)水準評価と(2)達成度評価、から評価する。
- (1)水準評価は、大学基準協会が定める(大学設置基準とその運用施策をもとにした)評価基準に従って、水準を評価する。
- (2)達成度評価は、学部などが設定する到達目標について達成状況を評価する。これにより、教育の改善改革の努力を評価する。

4. 2009年度の活動(1)

自己点検・評価報告書

新システムによる初の報告書の作成。自己点検報告書と評価報告書を合体。
 評価室長は大学評価委員会による提言を総長に伝えた。(1)到達目標・指標の改善、(2)大学院・通信教育の改善。



大学評価室ホームページでも公開

4. 2009年度の活動(2)

自己点検・評価報告書

- ①現状分析シート
 - ・評価項目ごとに、長所・短所
または問題点、自己評価、
目標化の有無を記載する
- ②中期・年度目標
 - ・現状分析を受けて、中期・年度
目標、達成指標を記載する。
- ③大学評価委員会の評価
 - ・現状分析および目標に対する
コメントを記載する。
⇒客観的に評価し、改革・改善への
支援を行う。

2009年度 大学評価報告書	
評価対象	法学部
大項目	内 容
現状・目標	<p>(現状分析へのコメント)</p> <p>法学部では、法学と政治学の基本事項を学び、知識を実際に活用していくための応用能力の獲得が目的とされており、評価できる。特徴とする現代社会、幅広い職業と高度な専門能力で理解し、よりよい方向へと変えていく人材の育成を目指している。学生に貢献できる。個性豊かな知能人形創造が教育目標として、明確に示らなかつた。改善できる。</p> <p>法学部では、現代社会がもたらした変化において、最先端の知識を習得できる「専門的な知識とスキル」をもった人材の育成を目指している。この理念に基づき、コースプログラムを編み、政治学、経済学、経営学、社会学、法学、国際政治学、言語学、文化学、芸術学、健康科学、工学、情報科学、環境学、国際政治学、国際法、国際経済学、国際関係学、国際人権の育成を担っている。この理念に基づき、コース性を確立している。なお、各学科とも、学生の自主性を重視し、自分の所属する学科以外の科目を履修することもできる。</p> <p>以上、法学部全体の理念・目的・教育目標は明確にされている。各学科の理念・目的・教育目標についても、明確に記されており、学部全体の理念等と整合的であり、評価できる。各学科の目的などに従って、人材育成などの目的についても、適切に評価できる。</p> <p>学級全体および各学科の理念・目的、教育目標については、各学科とも、入試開始のパンフレットやオープンキャンパスにおける広報、学級/学科ホームページ、シラバス、入学式オリエンテーションなどの手段を通じて、前項に開示されていると評価できる。</p> <p>(以上、法政大学 法学部 2010年)</p>
	<p>(目標に対するコメント)</p> <p>現在進行中のカリキュラム改革を評価する方法・方法について検討中とあるが、解決の方向性が存在不明瞭であり、より明確にする必要がある。</p>

4. 2009年度の活動(3)

(1) 大学評価室セミナー(年5回程度)

自己点検に有用な情報の提供

EX:「内部質保証システムの構築の必要性」

「大学基準協会の大学評価の改革方向」

「学士課程教育の質向上を目指して 国際的通用性の観点から」



4. 2009年度の活動(4)

各種アンケート調査の実施

自己点検活動のための判断材料の提供を目的とする満足度調査。

- 1 卒業生アンケート(全数調査)
- 2 新入生アンケート(全数調査)
- 3 保護者アンケート(抽出)

アンケート項目 例

- 法政大学, 入学(卒業)学部(どの程度満足していますか？
- 教育内容についてどの程度満足していますか？(教養教育, 英語教育, 情報教育, 専門教育 etc)
- 身近に四年制大学への進学希望者がいる場合, 法政大学を勧めたいと思いますか？

- 4 その他教員向け意識調査も実施

4. 2009年度の活動(5)

ニュースレターの発行 質保証の情報提供



- アンケート結果の報告
- 認証評価システムの解説
- 対談 FD推進センター長など
- 学部長等からの寄稿
- その他各種活動報告

<http://www.hosei.ac.jp/hyoka>

5. (1)2010年度の課題

(1)内部質保証の実質化

法人による方針の提案。大学基準協会による新評価基準の発表と教育業界における三つのポリシーの議論をうけて。法人が、評価基準に関する基本方針を提案した。今後、学部などは、法人の基本方針を考慮しつつ、方針の精緻化を図ることとする。

(2)到達目標の修正と追加

自己点検委員会は、大学基準協会の要請する全項目(評価基準)ではなく、まず主要な項目(理念・目的、教育目標、三つのポリシー)から目標を設定する。昨年度の目標の修正、追加を可能とする。

5. (2) 今後の課題

(1) 学部などにおける内部質保証のシステム作り

学部等(各運用単位)における、質保証のシステムづくりをおこなうことが今後の課題。学部段階で、執行部が中心となつて、P、D、C、Aの各プロセスを管理する組織をつくり、全員参加による質保証をめざす。これにより、法人部門と学部などの質保証の連動・一体化をめざす。

(2) 2012年の大学基準協会による認証評価の準備作業。

(3) 海外の大学における質保証活動の調査研究。

ご静聴ありがとうございました。

+QA プラスキューエー
Quality assurance for HOSEI

大学評価室ニューズレターのタイトルです。

話題提供



生和 秀敏 氏



榎本 剛 氏

話題提供 今後の大学評価の方向性とあり方

大学基準協会特任研究員

生和秀敏

生和でございます。大きなテーマをいただきましたが、ご承知のことも少なくないので、端折りながら話を進めていきたいと思えます。

(スライド 大学評価制度導入の背景)

大学評価制度が導入された背景は、大きくいうと、事前規制から事後チェックへと文部行政の大きな舵取りが変わっていったことです。これは規制改革、規制緩和という1つの大きな国の流れと合致しているわけです。

同時に、自己評価システムをきちんと導入することが必要になってきたという点です。規制改革・規制緩和に伴い、裁量権が増大したそれぞれの営為体は、それ相応の自己責任を果たさなければならないということです。

それと、今まで大学が怠っていた関係者に対する説明責任を果たすことが求められていると思えます。大学というのは、国公私を問わず、その公共的な役割は非常に大きな社会的影響をもっているわけで、公的性格を持つ組織は当然のこととして説明責任を果たすことにもっと真剣にならなければいけないのです。

このような背景から大学評価が行われるようになったのですが、自己点検・評価は自己改善のためというより、認証評価を申請するための準備という位置づけがされているのが現状です。われわれ日本人は、自律的評価より他律的評価、他者から評価を受けることを強く意識する傾向が強いようです。

これまでは、大学評価は教育システム評価の評価が中心で、実際の教育活動の中身については、十分な評価がされているとはいえない面がありました。教員が何人いて、施設がどれだけあってという、いわば大学設置基準にもとづく評価が主であったわけです。

このことは認証評価制度が国主導で導入されたもので、評価すべき事項の大枠を文部科学省が決め、それにもとづいて各認証評価機関が評価基準を定めたため、教育の質の向上ということより、設置基準の遵守という面が強調されたように思えます。

(スライド 質保証のシステム)

これが、現在の日本の質保証システムの大ざっぱな仕組みです。まず四角で囲ってあるのが、公的質保証という言葉で呼ばれているもので、外部つまり大学以外が大学の質を保証する仕組みです。まず設置基準があって、設置審査があって、それにパスした大学が大学として認定され、あるいは研究科として認められ、それで教育活動が展開されるわけです。

しかし、これだけでは十分でないということから、認証評価という事後評価システムが導入されてきたわけです。教育活動を行った後、その結果を自己点検・評価して、自己改善に繋げるためです。自己改善に繋げるための1つのステップとして認証評価があるのであって、認証評価はこれが終わりではなくて、それに基づいて各大学はさらに自己改善を進めるという仕組みが、認証評価の本来の目的です。

最近、学士力とか社会基礎力といわれているように、大学を評価するときに今までの教育システムの評価ではなくて、実際の大学教育の水準や内容について評価することが求められるようになってきました。

さらに、安岡先生も指摘されましたが、日本の学位というものは、外国と比べてみますと非常に特異な状況にあり、本当に日本の学位が国際的通用性を持っているかということについて疑義が生まれています。AHELOとかQAAというような外部試験や指標をもとにしながら、学位の国際的通用性を保証しようとする動きが見られるようになりました。

それに加えて重要なことは、質保証の責任主体を再確認する必要が出てきた点です。内部質保証という言葉は、基準協会が文部科学省の平成20年度の委託研究事業で報告いたしました「内部質保証システムの構築」という冊子で本格的に取り上げた概念です。基準協会のホームページにアップしていますので、読んでいただければ幸いです。

大学評価の先進国であるアメリカやヨーロッパの大きな流れは、外的機関による質保証から大学自身による内部質保証へと、質保証の責任主体を大学に求められるようになってきています。本来、大学というのは、自分の意思と責任において自分を変える力をもつべきです。それが自主・自律を掲げる大学としての最低要件で、大学が大学であることの証であるわけです。この内部質保証という考え方は、その後、答申や諸報告の中

においても強調されるようになりました。

予想される今後の動きとしては、大学を1つの組織としてみる機関別評価に加え、分野別の評価が導入される傾向が強くなると思います。分野別評価を認証評価の枠内で行うことは現実的ではないと考えておりますが、大学がそれぞれの分野における活動が的確であるかどうかを自ら判断する指標として、関係する諸学会などから自分たちの活動を評価してもらうことは必要だと思います。大学の主体的な判断において、積極的に進めるべきでしょう。

それから、教育システム評価から教育プログラムの評価へと変わっていくだろうと思います。教育の中身に入れば入るほど、先生が何人いるか、施設がどの程度整備されているかということより、展開されている教育プログラムとその成果が重要になってきます。来年4月からは教育情報の公表が義務化されて、就職状況や教員の学位の保有状況などを公表することが求められるようになってきます。

文部省がどう考えているか分かりませんが、もう1つの大きな流れは、多様化への対応として大学の機能分化が進むだろうということです。現在、760を超える大学があり、短大も入れれば1,000以上ある大学を、どう役割分担させるかという問題と関係しています。機能分化とか種別化については、各大学の使命の再構築と連動しますが、政策誘導がされる可能性もあります。この点に関しては、榎本室長からお聞きしたいと思います。

(スライド 質保証の4つの意味)

質保証とはどういうことなのか、私は安岡先生とは別の観点から考えてみたいと思います。多様化に対応する質保証、標準化に対応する質保証、国際化に対応する質保証、公共性に対応する質保証という4つの表現を使わせていただきます。

設置基準を守るというのは、国から付託されている権限、単位の認定権とか学位の授与権は大学が独占的に国から負託されていますが、それは大学が公共的な役割をもっているからなのです。プライベートな企業体ではなくて、大学は日本の高等教育に責任をもっているからです。そういう意味で、大学の公共的使命は、大学がずっと抱えていかなければならない宿命だと思います。国が定めた設置基準は、公共的な質保証のための最低要件といえます。これは設置時だけの問題ではなく、現在もそれが遵守されている

ことが必要で、完成年度が済んだら、あとは大学の自由というのであれば、公共性に対する質保証という観点からみれば無責任ということになります。

現在、4年制大学は762校ですか、学位の種類が学士課程レベルでは800種類あるといわれています。展開されている教育の質を学位の種類に応じて第三者が評価することは、多元的は評価基準が必要であり、これは困難というより不可能といったほうがよいと思います。では、多様化に対応する質保証とはどのようなものなのでしょうか。これも先ほど安岡先生がおっしゃっていたのですが、それぞれの大学が自分たちのミッションを明確にして、それに向かって確実に努力していることを証明することが、多様化における質保証だと考えます。多様性に対する質保証とは、様々な大学が存在するという現象を無条件に認めることではなく、各大学が自ら掲げた目的と使命に向けて努力し、それぞれの個性を社会的価値にまで高めることだと思います。各大学にはそこまでの責任があるわけです。

しかし、それだけでは我が国の学位の質の保証ができないと考える国や社会は、学士としての最低水準の保証を求めるようになっていきます。この大学教育の質の標準化を求める動きは、大学を取り囲む社会や産業界の強い要請があったことは否めませんが、中教審は学士力という言葉で、卒業時に学生が身につけておくべき最低基準を提案しています。大学である以上、ここまでは確実に保証しようという教育成果のガイドラインです。

さらに加えて、学士として認められるためには、世界のスタンダードとの照合が必要です。その具体的な動きとして、OECDが進めているAHELOという共通試験の導入です。しかし、ヨーロッパのように流動化が当たり前なところは別ですが、そうでない世界でこういったものが果たして可能かどうか、現実には難しい問題を抱えています。日本の場合、日韓中で同じようなスタンダードがつかれないかという動きが、中教審の国際化の質保証部会などでは議論されていると聞いております。

将来の日本を考える時、国際化への対応は重要な課題です。流出流入率、つまり、大学を卒業した人が外国に行っている割合と外国から日本に来る割合を調べてみますと、日本は世界の最低水準なのです。この大学の国際的閉鎖性を慶応大学の安西先生は「日

本の大学のガラパゴス化」という言葉で表現されています。鎖国どころではなくて、日本の大学は特殊な歴史的な標本みたいなもので、およそ国際的な通用性はないというわけですから。これでは困るというわけです。

もう1つ注目すべき動きは、ラーニングアウトカムを重視しようという機運が強まってきた点です。これは一定水準の学習成果を求める標準化の流れと軌を一にしています。重要なことは、大学の教育活動を通じて、学生がどれだけ伸びたかであって、学習成果こそ大学評価の基本であるというわけです。これはある意味においては正当な議論だと思います。しかし、この学習成果が重要であるからといって、大学が直接コントロールできるかどうか、この点は微妙です。例えば大学入学時に既に初期値が違うのにも関わらず、卒業時の学習成果を全て大学教育の成果であると単純に考えていいのでしょうか。最近では就職問題が大変で、東大の名誉教授で立教の相談役をしておられる寺崎先生は、「実際の大学の修学期間は2年半になっている」と話しておられます。3年の後期になったら授業どころではないというような学生が増えてきています。

つまり、学生のアウトカムは、ダブルスクールに通ったり、正課以外の多様な経験を重ねた結果によるところが少なくなく、それを全て大学教育の成果だと見なすのは甘すぎるというわけです。学習成果は重要な評価指標ですが、その成果と繋がるさまざまな大学の諸活動を入念に検討する必要があります。残念ながら、アウトカムをどのような指標で評価すべきなのかという議論はされても、アウトカムを従属変数として位置づけ、どのような説明変数がこれに寄与しているかを因果論的に明確に示しているデータは少ないようです。どのような教育内容や方法が学習成果と繋がるのか、先生方の経験ではある程度分かっていると思います。それを構造化して示していくことが必要になってきています。

(スライド 認証評価の新展開)

さて、認証評価の新展開ですが、まず1つ目は、大学の質の保証につながる評価に変えようということです。これは後から申し上げたいと思います。2番目は、教育成果の重視です。単なるラーニングアウトカムだけではないのです。それに影響を及ぼす大学の仕組み全体をもう一度きちんと検証して、そして大学全体の質の向上が図れるような評価に変えようというわけです。3番目は、内部質保証システムが十分に機能している

かどうか、わかりやすくいうと、評価した結果を改革、改善につなげるシステムができているかどうかを評価しようということです。

(スライド 大学基準協会の認証評価)

基準協会が平成23年度から考えています認証評価の概略図は、こういう形です。公文先生がおっしゃいました水準評価は基盤評価という表現に変えております。水準というといくつかのグレードがあるような感じがありますけれども、ここで問題としているのは設置基準を中心とした法令要件というものが遵守されているかどうか、大学としての基盤が整備されているかを問題にします。これは設置時に大学であったものが、現在なおかつ大学であり続けているかどうかということなのです。これは全ての大学に求めるものであり、基盤評価がクリアできない大学は、大学コミュニティから撤退していただくしか方法はないということになります。そういう意味では、厳しいといえれば厳しいといえるかもしれません。

この基盤評価の上にある部分の達成度評価は、大学教育の質向上のための評価であり、基盤評価とは評価の目的がやや異なります。ここでは、各大学が、自分たちがどのように目的・使命・目標を掲げ、それに向けてどれほど努力しているかということの評価します。したがって、ここでは、大学の個性を最大限重視した評価が行われます。例えば、Aという大学が新たな教育プログラムの開発という目標を掲げたとすれば、それに対する準備と実績がどの程度上がっているかが評価の対象になります。そして、十分な成果が上がっていると判断できれば、基準協会は、教育プログラムの開発で特に目覚ましい実績を上げている大学として評価し、そのことを大学に代って世間に対してアピールすることが大きな仕事になります。

つまり、これから基準協会が行う認証評価では、大学が掲げる目標の達成度評価と大学として認定可能かどうかの適格判定のための評価の2つに分けて考えようとしています。達成度の評価では、S、A、B、Cに段階表示し、各大学にも達成度の自己評価をしていただきます。その評価結果が第三者からみても妥当であれば、そして、両方とも素晴らしいと判断できる場合には、その大学を国内はもとより海外に対してもアピールできるようにしたいと考えています。

問題は、図の中央に示している内部質保証システムの整備です。自分たちで課題をみ

つけてそれを解決するという自律的な仕組みをもっていない大学では、自己改善を進め質の向上を目指すことは難しいと思います。他者から問題点の指摘を受け、それに対応することは可能でしょうが、それはそれだけのことに過ぎません。指摘や助言や勧告を受けてはじめて動くのであれば、それは自主的でも自律的でもないということになります。内部質保証システムの評価を適格認定の評価と質向上に向けた評価の間においたのは、定められた法令要件を守るだけの大学から、自らの意思で質の向上を目指す大学へ進化するためには、内部質保証システムを整備していることは重要なポイントであることを示したかったからです。

(スライド 内部質保証と認証評価の関係図)

内部質保証システムとは、このP D C Aが適切に機能していることなのですが、プランを立てて、実行して、それがうまくいったかどうかをチェックするところまでは何とかやれると思います。問題は、チェックしてからそれを改革、改善へつなげる連鎖が難しいところです。それについて、1枚ものの資料を用意しましたので、ご覧頂きたいと思います。

この資料は、自己点検・評価結果を改革・改善につなげるためにはどうしたらいいかという点を示したものです。自己点検・評価が改革・改善に向けてどうも繋がらない最大の理由は評価結果を改革・改善に向けて再整理されていないことに起因していると思います。結果がよかった、悪かった、不十分であったということだけからは、改善の道筋も方向も見つけれられません。改革・改善につなげるためには、評価結果を再整理する作業が必要です。わかりやすくいえば、何が問題で、どこが問題で、なぜ問題で、どうすればいいのかということまで、自己点検・評価の中に組み込んでおくことです。

さらに重要なことは、浮き彫りになってきた問題を構造化して理解することです。例えば学生の成績がよくないとすれば、それに影響を与える主要因の関係構造のモデル図を作ってみるということです。そして、成績に関連していると思われる要因の関係をパス・ゴールの視点で繋いでみるということです。多変量解析の一つであるパス解析の考え方ですね。

もう1つ大事なことは、実行可能、制御可能なものから手をつけるということです。例えば教員の意識改革が重要だと言われてはいますが、簡単に意識改革ができるものではありません。改革・改善を確実に進めるためには、制御可能なものを探ることが重要で

す。この制御可能な要因を抽出する力がなかったら、恐らく大学は百年河清を待つようなことになると思います。それと、優先順位を決めるということですね。時間と資源に限りがあるわけですから、全ての課題に手をつけることは困難です。

それから、構成員の積極的参加です。大学が方針を決めた、あるいは目的・目標を掲げたというだけで大学が動くわけではありません。大学の目的・目標を構成員一人一人の目標に落とし込んで、達成課題を具体化することが大切です。これに成功すれば大学は変わっていきけると思います。

ところで、案外見逃しているのは、変化に伴うリスク管理の問題です。変化には必ずリスクが伴います。変化への抵抗感は教員にも職員にもあります。修学期間中や学期途中での変化は学生にとっても問題です。しかし、良い変化は発展ですから、積極的に進める心構えは必要です。同時に、そのことによるリスクがあることも絶えず考えておかなければなりません。変化は良いことづくめではありません。やってみると失敗する面もあります。大事なことは、変化にともなるメリットだけではなく、予想されるリスクについても、予め構成員に伝えておく必要があるということです。行け行けドンドンで突っ走っていく大学は、必ずどこかで足元をすくわれる可能性があります。

繰り返しになりますが、基準協会の評価の基本は、大学が自らの責任で自己点検・評価結果を改革・繋げていくことを支援し、そのための内部質保証システムの構築を後押しすることです。勿論、認証評価機関である以上、大学としての最低要件が満たされているかはどうかは厳しくチェックします。しかし基本は、あくまでも大学の自主性・自律性の尊重です。責任をもって直接社会に対して自分たちの役割と責任を果たしている大学を支援するというのが基準協会の最大の使命であると考えています。これが、創立以来継承されてきた基準協会の精神なのです。大学には、大学自らが創った基準協会の期待に是非応えて頂きたいと思います。

以上で私の話を終わります（拍手）。

大学評価のあり方と方向性

大学基準協会 生和秀敏

- 1, 大学評価制度導入の背景
- 2, 大学評価の現状
- 3, 大学評価の新たな動向
- 4, 認証評価の新展開
- 5, 大学に求めるもの

1

1, 大学評価制度導入の背景

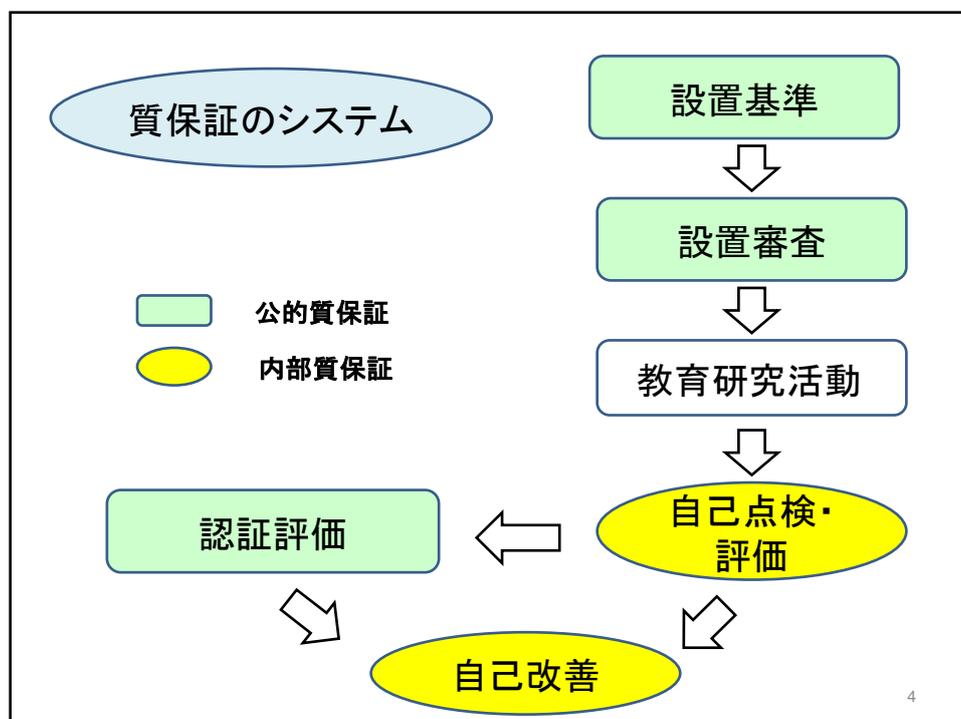
- 事前規制から事後チェックへ
規制緩和による自由な競争的環境
- 自己評価システムの導入
自己裁量と自己責任
- 関係者への説明責任
公共性と社会的影響力の自覚

2

2. 大学評価の現状

- 自己点検・評価と認証評価
他律的評価 > 自律的評価
- 教育システム評価と教育プログラム評価
教育システム評価 > 教育プログラム評価
- 保証すべき質の多義性
設置基準の遵守 > 教育の質の向上

3



4

3, 大学評価の新たな動向

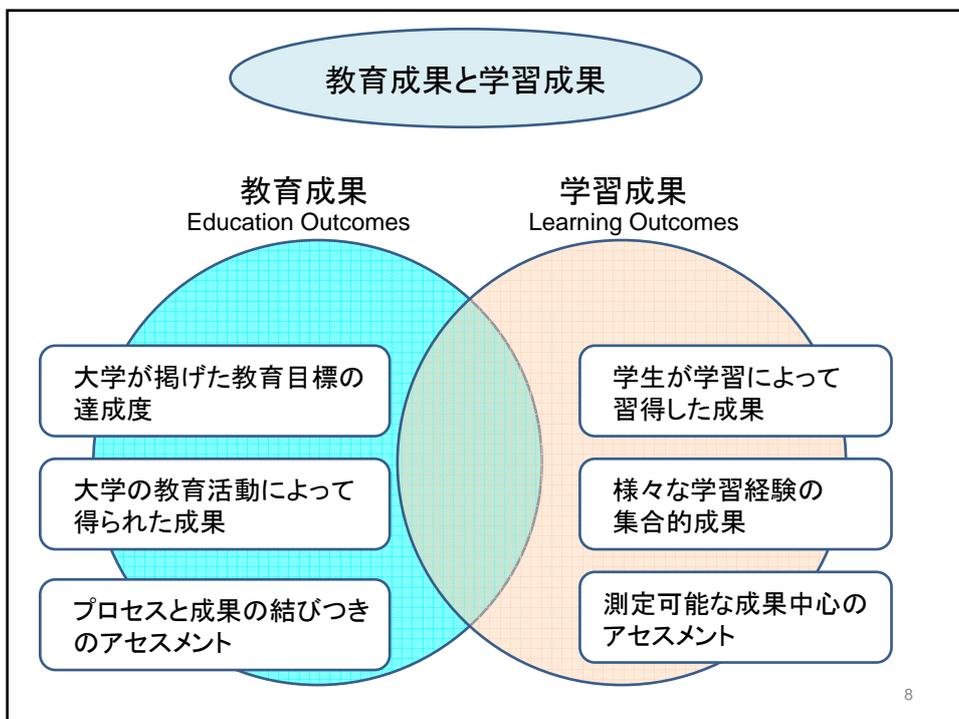
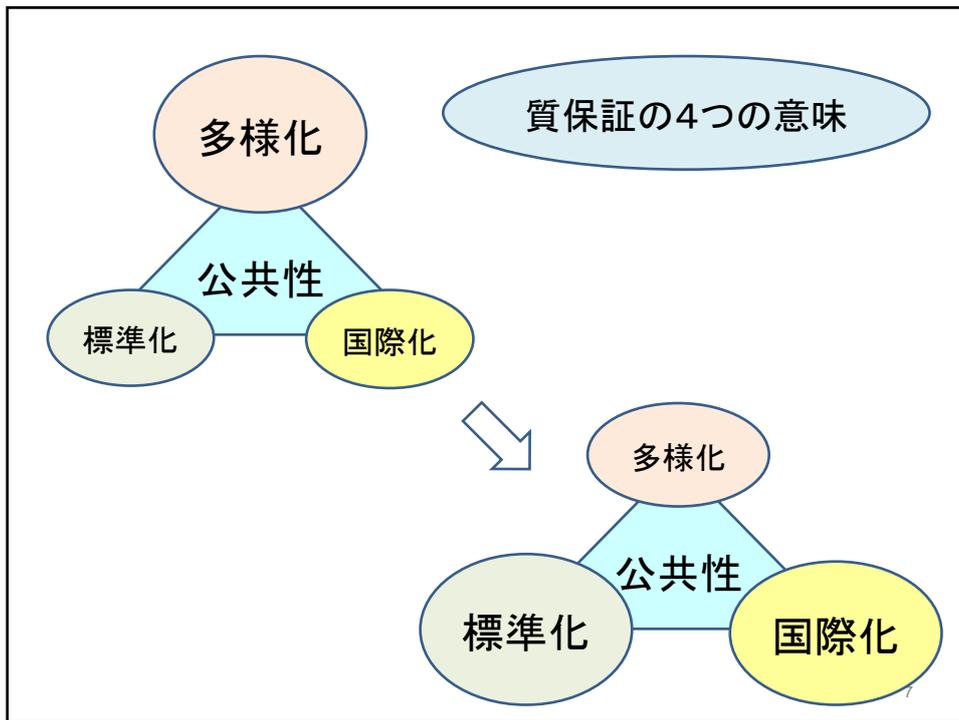
- 大学評価の質の標準化を求める動き
学士力、社会人基礎力、分野別参照基準
- 学位の国際性通用性を求める動き
QAA, AHELO, J&D・ディグリー
- 質保証の責任主体の再確認
External から Internal へ、責任範囲の明確化

5

予想される具体的な動き

- 1, 機関別評価から分野別評価へ
- 2, 教育システム評価から教育プログラム評価へ
- 3, インプット評価からアウトカム評価へ
- 4, 教育情報の公表義務化
- 5, 機能分化への政策誘導

6

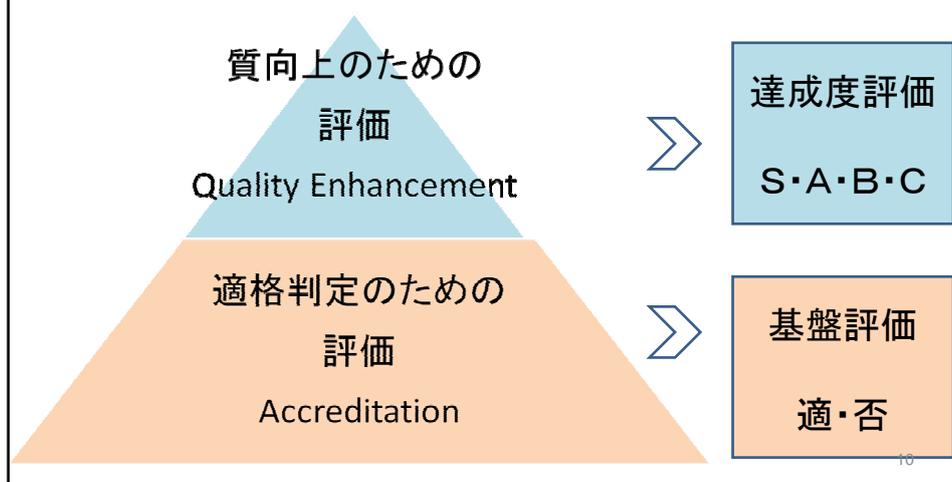


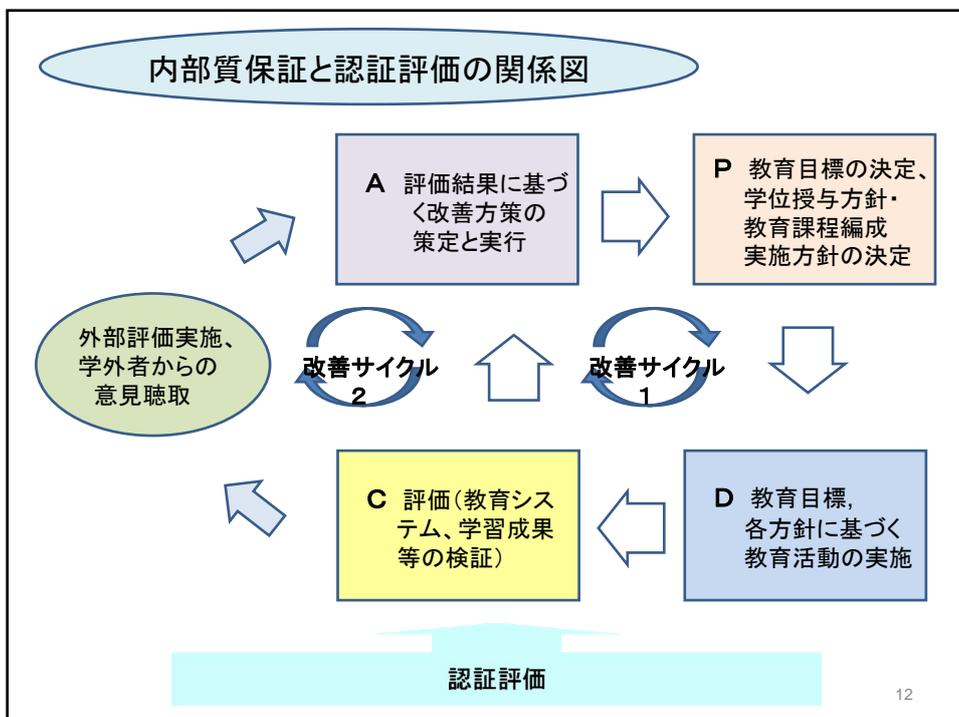
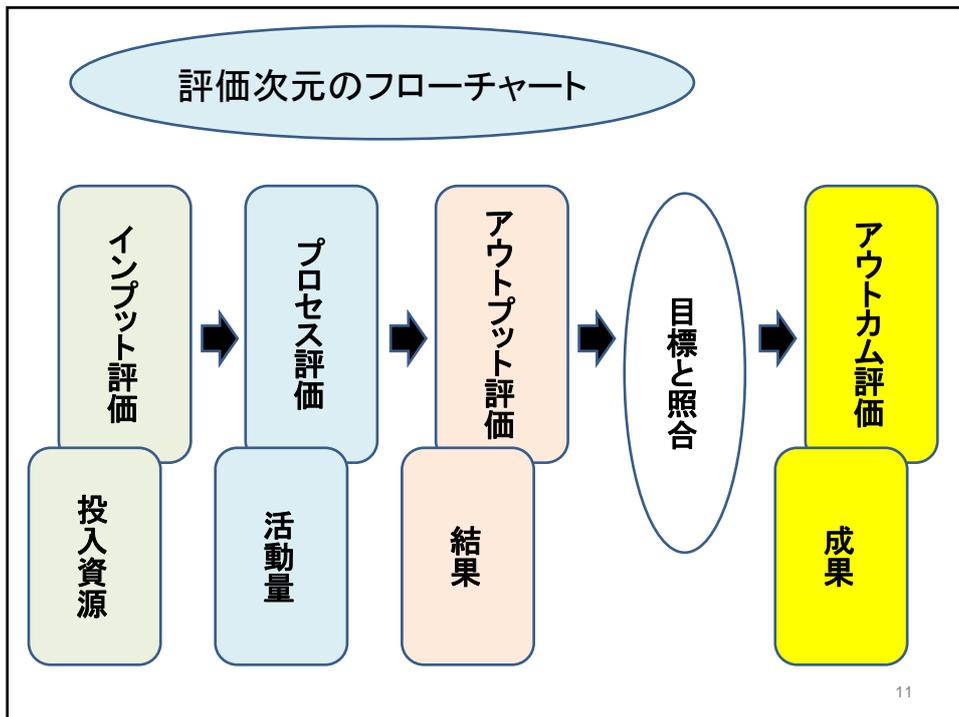
4, 認証評価の新展開

- 大学教育の質の保証に繋がる評価へ
質の向上を継続的に支援する評価
- 教育成果の検証を求める評価へ
教育目標との照合、各説明変数との関連重視
- 内部質保証システムの機能化を求める評価
評価結果を改革・改善に連動させる仕組み

9

大学基準協会の認証評価 — 質保証のための評価 — Quality Assurance





5, 大学に求めるもの

- 使命・目的・教育目標の明確化
大学の機能分化を考慮した使命・目的の設定
- 自己改善・質の向上に向けた努力
未来への投資に応えられる大学へ

自己点検・評価を改革・改善に繋げるためには
チェック（C）からアクション（A）への連動性を高める

- 評価結果を改革・改善に向けて再整理する
 - 1、何が問題なのか（What）
 - 2、どこが問題なのか（Where）
 - 3、なぜ問題なのか（Why）
 - 4、どうすればいいのか（How）

- 改革・改善の道筋を探る
 - 1、主要因の**関係構造**のモデルを作成する。
 - 2、**制御可能・実行可能**な要因を抽出する。
 - 3、改革・改善の**優先順位**を決める。
 - 4、構成員の**達成課題**を具体化する。

- 改革・改善のための条件整備を行う
 - 1、改革・改善の**手順・方法**を決める。
 - 2、手順・方法について**構成員の合意**を得る。
 - 3、改革・改善に必要な**学内規程**を整備する。
 - 4、改革・改善に必要な**資源**を確保する。

- 改革・改善過程で留意すべきこと
 - 1、進捗状況を定期的に**フィードバック**する。
 - 2、問題が生じた場合、**方略の見直し**を行う。
 - 3、変化に伴う**リスク管理**を適切に行う。
 - 4、改革・改善に向けた構成員の**動機づけ**を行う。

話題提供 高等教育政策における質保証とは

文部科学省高等教育局企画官兼高等教育政策室長

榎本 剛

質の保証というのは、決して最近の話題ではなく、昔からあるテーマです。

我が国の18歳人口は、平成4年の205万人のピークを迎えて、その後、若干の踊り場もありましたが、120万人台まで落ちました。恐らく今後10年間ぐらいはこの規模で推移します。その後はまた減っていきます。現在作成しているグラフでは平成39年までですが、平成40年以降、18歳人口はどんどん落ちていきます。

そうすると、今後10年間ぐら이가、大学教育の質や経営基盤の強化に取り組む時期です。ただし、社会が、今後10年間改革を待ってくれるかという別問題です。また、18歳人口が横ばいで推移するというのは、日本全体のマクロの話であり、3大都市圏でやや微増などところがある一方、地域間ごとにみればどんどん減っていくところがたくさんでてきます。

中央教育審議会の大学分科会は、2年前に「学士課程教育の構築に向けて」の答申を出してからは、たくさんの部会やWGを設けており、論点が多岐にわたります。ただしそれらは、3点に収れんしつつあります。1つが質の問題、2つ目が機能別分化、3つ目が組織基盤の強化です。

質の保証に関しましては、学位プログラムをいかに整備、確立できるかということです。「国際通用性を目指す」というような言い方は決してありえず、「国際通用性を常に意識して改革に取り組む」という言い方なのだろうと思います。日本の大学が「国際通用性がない」と宣言したら、日本の大学がディグリーミルになってしまいます。世界各国で質を高めていこう、質の一定の標準化を目指していこうという中で、日本はどのように質の問題に取り組めるかという点に着目した場合に、日本が一番弱いとされているところが、体系的、一貫性のある教育課程の確立ということなのであるだろうと思います。

教育情報の公表については、来年から省令改正が施行されます。それについては、収容定員が何人で、実学生数が何人で、卒業者が何人で、就職率がどうでというところに

関心がいきがちですが、本来の狙いは「その大学がどういう教育を目指そうとし、そのためにどのようなカリキュラムをきちんと組んでいるのか」ということです。

日本の大学の情報公開は、国際的に比較すれば、多分世界よりも3周おくれぐらいしていると思います。どういう項目を最低水準として課すかということは、かなり議論がありました。今回は、「まず第一歩」という位置づけでしょう。

それとともに、質保証のシステムをきちんと整備するということがまた別の柱として出てまいります。そこは5ページに少し書きましたけれども、設置基準の、基準の明確化、あるいは設置認可の一層の改善、あるいは認証評価のいろいろな見直しということであろうと思います。

各大学で教育に取り組んでいただくということと並行して、枠組みとしてはどのようなものをつくるかと。大学設置基準も平成15年に準則主義に転換して以来、大学の認可申請や届け出がどんどん出てきました。規制緩和の結果でありますけれども、そうすると、設置基準も今まで以上に基準の客観性を高めていくということにより、あいまいな考え方の申請に関する一定の方向性を示していく必要があると思っております。

第2の柱として、機能別分化の議論が重要です。機能別に着目した質保証、あるいは評価も検討の対象にのせていきます。各大学がしっかり頑張っていけるようにする枠組みを用意したいと思っております。

第3の柱が、組織基盤の強化であり、私立大学に関しては、この春に論点ペーパーを出しました。私学が、自主的な機能別分化を進めていく中で、「自立・発展」、「連携・共同」、それから「撤退」といった大きな3つの枠組みの中で、各大学はどのような方向性になるのかということについて長期的な視野で考えていく必要があります、その地域におけるさまざまなニーズ、あるいは状況等を加味する中で、みずからの大学はどのような方向性にあるのかということが判断できるように、必要な情報提供なども進めていくという側面的なお手伝いが課題です。

そういった質の問題と機能別分化と大学の組織基盤の強化の3つが今、大きな課題になっていて、これをそれぞれの固有のテーマとして議論しつつ、全体を横断、俯瞰するような形で中央教育審議会の審議を進めていきたいと思っております。

最後に、1点だけ申し上げると、大学設置基準の改正で「社会的・職業的自立に関す

る指導」が位置づけられました。

文科省では、設置基準の改正とほぼ並行して「就業力」という観点からのG Pを用意しましたから、どうしてもこの設置基準と就業力G Pが連動させて考えられがちなのですけれども、内容としては別の話です。

設置基準では「第42条の2」を設けました。長い非常に抽象的な文章ですけれども、「大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」ということで、この条文には職業指導、キャリア教育、キャリアガイダンス、就業力といった用語は全く出てきません。もともと学校教育法上の大学の目的として、大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに、専門の学芸の教授研究、それとともに知的、道徳的、応用的能力を展開させることとされています。これは戦前の大学令でいえば「人格の陶冶」に当たります。

したがって、大学は法令上も専門的な知識、技能ということと同時に、こういった応用的能力の展開ということも大学のミッションとして内包されているということを前提とした上で、学生の卒業後のことに大学として取り組んでいくことを設置基準上、明確にしたものです。

大学設置基準は、教員のこと、収容定員、教育課程、卒業要件、校舎等のインフラなどについては若干の規定は整備されていますが、事務組織については、第9章に簡単な規定があるだけです。

本日の資料に入れませんでしたけれども、SDの充実というのも非常に大事だというのはある中で、さっき学位プログラムの充実を申し上げました。それとともに、学生支援にさまざまな形で活躍されている方々、この2つのつながりが弱いのではないか。就職対策としてキャリアセンターやオフィスが一生懸命頑張っていて、それが教育課程とどう繋がっているのかということがなかなかみえにくいという中で、設置基準で求めているのは学内の組織間連携であり、学内の体制整備なのです。キャリア教育をしましよとか、キャリアデザインという授業をやりましようということは全くいっておりません。各大学はいろいろなアプローチの仕方があろうと思っておりますから、そこは施行

通知にも書いたのでございますけれども、さっきの教育課程、正規のカリキュラム、学生支援、それらを通じて学生の卒業後の自立にどのように関われるかということを学内挙げて取り組んでいきたいと思いますということでもあります。

私からの幾つかの論点のご紹介は以上とします。ありがとうございます（拍手）。

参考資料

0. 歴史

○天平2年（730年）3月27日

「太政官奏稱。大學生徒既經歲月習業庸淺。猶難博達。實是家道困窮無物資給。雖有好學。不堪遂志。望請。選性識聰惠藝業優長者十人以下五人以上專精學問。以加善誘。」

「太政官が次のように上奏した。

大学に在籍する学生の中には、年月を経ても学業を習うことが浅薄で、ひろく深く進めない者がいます。

まことに家が貧しくて学資を十分に出すことができなければ、学問を好んでいても志を十分に遂げることはできません。生まれつき智恵がさどく、学業の優秀な者を5人から10人選び、専ら学問に精進させ、後進へのよい誘いにしたいと思います。

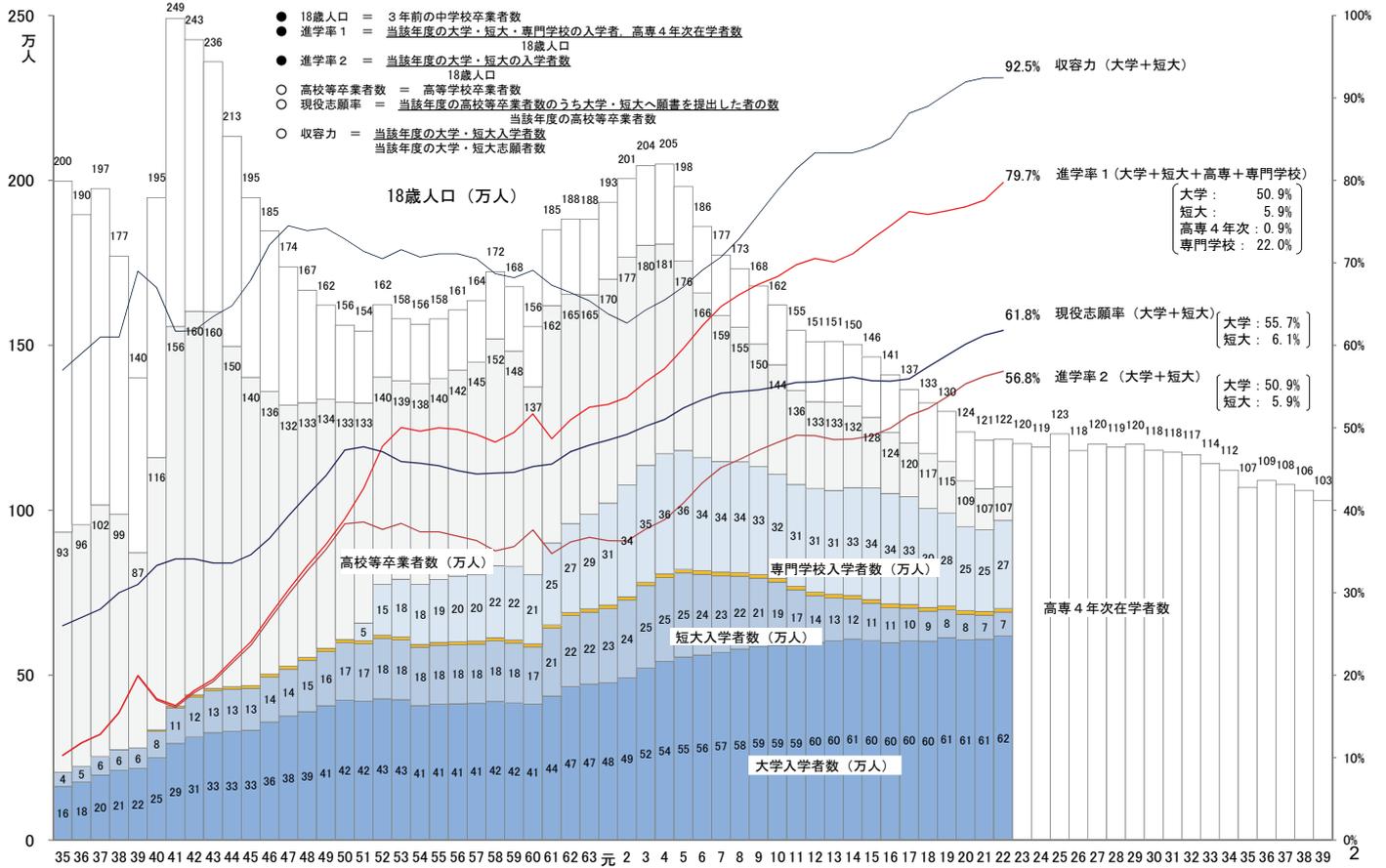
（宇治谷孟「続日本紀（上）」講談社学術文庫、P313）

○明治44年（1911年）8月13日

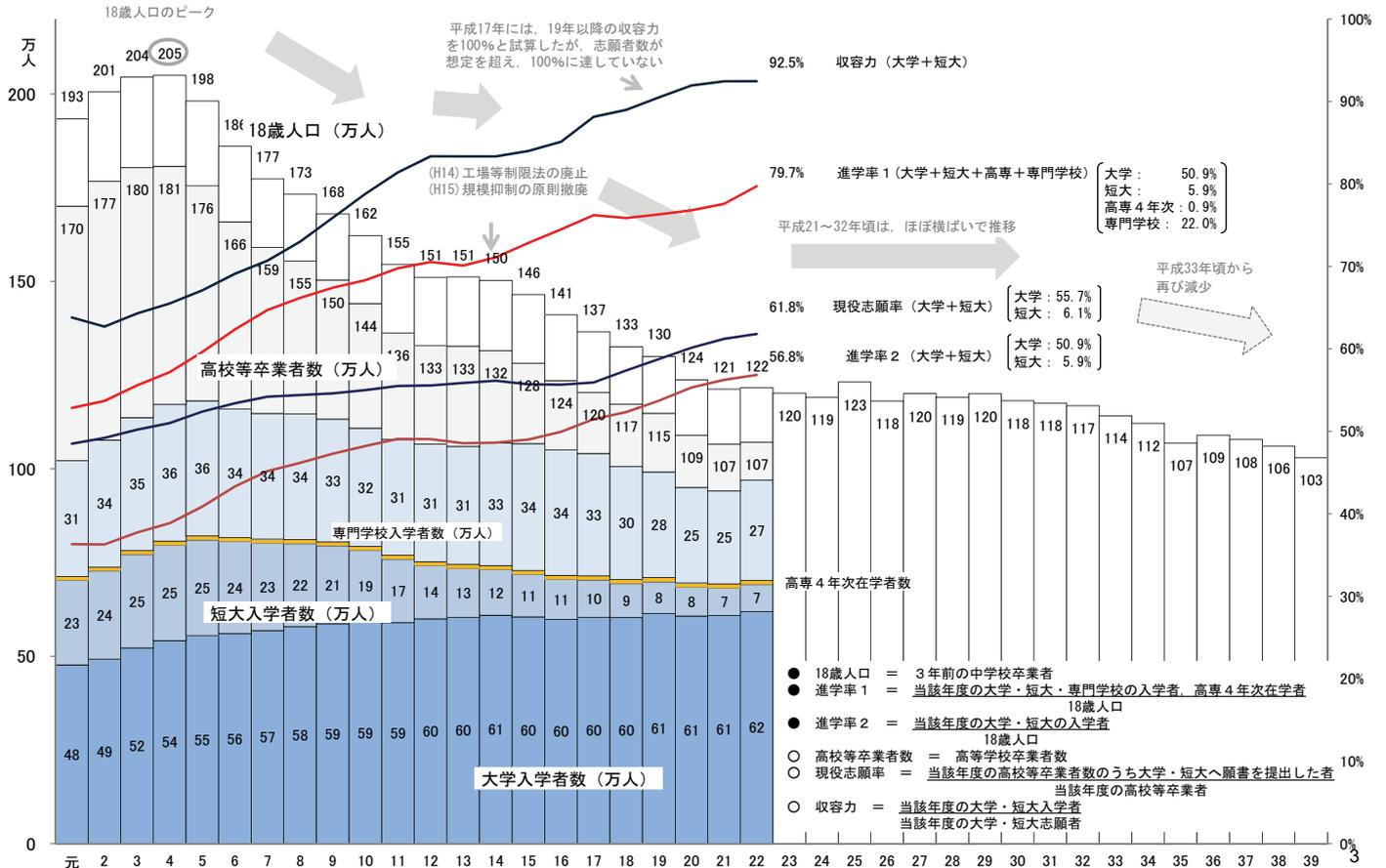
「大学に職業学という講座を設けてはどうかということを考えたことがある。…なぜだというと、多くの学生が大学を出る。最高等の教育の府を出る。もちろん天下の秀才が出るものと仮定しまして、そうしてその秀才が出てから何をしているかという、何か糊口の口がないが何か生活の手蔓はないかと朝から晩まで探して歩いている。…天下に職業の種類が何百種何千種あるか分からないくらい分布配列されているにかかわらず、どこへでも融通が利くべきはずの秀才が懸命に駆け回っているにもかかわらず、自分の生命を託すべき職業がなかなかない。」

（「道楽と職業」『夏目漱石全集10』ちくま文庫、P511）

(参考) 18歳人口と進学率等の推移



(参考) 18歳人口と進学率等の推移 (平成元年度以降)



1. 大学改革の主要課題

○ これまでの大学分科会の論点は多岐にわたるが、それぞれの課題は相互関連性が深く、それらを三つの柱から整理することも可能と考えられる。

大学教育の質保証・向上

↓
大学教育の質保証は
国際競争の時代

○ 大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立

- 「どこの大学を卒業したか」よりも、「何を修得したか」を重視
 - ・ 明確な教育目標と、修得すべき知識・技能を具体的に提示
 - ・ 体系性・一貫性あるカリキュラムの編成・実施、厳格な成績評価
- 「設置基準→設置認可→認証評価」の公的な質保証システムを改善
- アジアをはじめ国際的な質保証ネットワークを構築
- 大学の自主的・自律的な教育力向上の取組を実質化（FDの充実等）

これらの情報公表のため省令改正（平成23年度施行）

機能別分化の促進

↓
どの機能に重点化しても
大学の努力が適切に評価

○ 各大学が、すべての機能を備えるのではなく、個性・特色を踏まえて、機能別に分化

- 奨励的補助金（例：GP、私学助成の特別補助）は、大学が、各カテゴリーから選択
- 各大学の機能を補完しつつ、全体として質の高い教育を行うため大学間の連携を促進
 - ・ 例えば、学位の共同授与、共同利用拠点、地域別・機能別のコンソーシアムの形成
- 中教審では、機能別の質保証のための観点・指標の整備を提言

教育研究機能の充実のための組織基盤の強化

↓
限られた資源を効率的に
活用し、全体として
質の高い教育を実施

○ 大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要

- 国立大学は、平成14年度以降、101校から86校に再編・統合
 - ・ 第1期中期目標期間終了時に、各大学は、組織・業務全般の見直しを検討
- 私立大学は、過去3年で、4大学が統合、7大学が募集停止、4学校法人が合併
 - ・ 中教審は、自主的な機能別分化を通じ、自立・発展、連携・共同、撤退等の方向性を早期に判断できるように支援を提言。また、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進

あわせて、これらの取組を促進するための財政支援の在り方が重要

4

2. 質保証に関する検討課題

(1) 公的な質保証システムの整備の検討

○ 「第4次報告」までの審議を通じ、「設置基準→設置認可審査→認証評価」による公的な質保証システムの充実の観点から、改革を提言。

① 設置基準における基準の明確化

○ 大学の施設・設備に関する基準の明確化

- ・ 大学教育の質の保証・向上に関し、キャンパス環境の在り方や、正課外活動や各種の学生支援（大学設置基準の「厚生補導」）も、学生の学びと交流を通じた成長のために重要
- ・ 「運動場」と「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」（大学設置基準第34、35条）に関し、それを必要としない場合の代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う関連する基準の整理と考え方

○ 独立大学院（大学院大学）の基準の明確化

- ・ 大学院のみを置く大学は「教育研究上特別の必要がある場合」（学校教育法第103条）に設置できることとされるが、その場合の要件の具体化（校舎、校地、必要な施設・設備等を含む）

○ 専門職大学院の「実務家教員」の明確化

- ・ 「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱いなどの明確化（専門職大学院設置基準第5条等）

○ さらに具体的に検討すべき事項

- (7) 海外とのダブル・ディグリー等の制度的対応
- (イ) 平成25年度に、専門職大学院の専任教員のダブルカウントの特例措置が終了するため、博士課程（後期）との接続の観点から、その後の制度的対応
- (ウ) 短期大学設置基準の在り方
- (エ) 通信教育設置基準の在り方
- (オ) 学位に付記する専攻名等の在り方

② 設置認可審査の一層の改善

○ 大学設置・学校法人審議会と連携しつつ検討

- (例) ・ 設置認可審査の審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置における学際分野の要件等

③ 認証評価の一層の改善（後述）

○ 認証評価の性質の位置づけの再確認と課題への対応

- 専門職大学院の認証評価の特例措置（免除規定）の見直し
 - ・ 専門職大学院の認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価等で代替することが可能とされているが、その廃止

5

(2) 大学、大学団体等の自主的・自律的な取組とその支援

(3) 大学の機能別分化の促進

- 「学士課程答申」以後、公的な質保証システムの制度的な検討を進めてきたが、教育の質保証と向上を実質化させるため、並行して、各大学、大学団体等の自主的・自律的な取組と、それに対する支援の検討を深めることが必要。
- また、各大学が、自らの判断により、機能別に分化していく取組を支援する検討の具体化が必要。

(2) 大学、大学団体等の自主的・自律的な取組とその支援

- 平成20年の「学士課程答申」では、各大学に、学士課程教育の三つの方針をそれぞれ明確化するよう求めた
 - ・ 学位授与の方針
 - ・ 教育課程の内容・方法の方針
 - ・ 入学者受入れの方針
- 各大学では、これまで学士課程教育の質を改善させる積極的な取組が見られ、また、国はG P等を通じて支援
- これらの成果を踏まえ、以下について改めて検討が必要
 - ① 各大学による自主的・自律的な質保証活動と、それにに向けた支援
 - ② 大学団体等による自主的・自律的な質保証活動と、それに対する支援(「大学団体等」は、大学の包括団体、機能別・類型別の団体、評価団体のほか、学協会、職能団体等の専門団体を総称)

※左に関連し、教育情報公表に関連し検討すべき課題

①学位プログラムに着目した改善

- 現状：各大学では、授業科目名やシラバスを明示しているが、学部や専攻を超えた取扱いが乏しい
- 更なる対応：教育情報の公表に当たり、統一した方針を促す方策
 - 例) ・計画的な履修方針に基づいた授業科目名
 - ・その体系(例えば、ナンバリング)

②データベースの整備

- 現状：省令改正を踏まえ各大学・団体が積極的な取組
- 更なる対応：学生・保護者、社会に分かりやすい情報が提供される工夫
 - 例) ・各大学が同じ形式で教育情報を公表する仕組み
 - ・海外の事例を踏まえたデータベースの構築

(3) 機能別分化の促進に係る質保証の在り方

- 大学が、自主的・自律的に、その個性と特色に応じて機能別に分化していくことを想定し、そうした取組を支援
 - 例：○機能別の質保証の観点・指標の在り方(例えば、地域貢献、教養教育、国際化の機能)
 - 観点・指標を開発していくための推進方策
 - 上記に係る観点・指標の活用の在り方

6

(4) 「学士課程答申」の提言に関連する取組の状況と課題

① 平成20年「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の概要

○ 基本認識

- グローバル化する知識基盤社会では、学士レベルの資質能力を備える人材養成が重要
- 目先の学生確保が優先される傾向の中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない
- 各大学では、学士課程教育の3つの方針の明確化を進める必要

○ 主な内容

【現状・課題】

【改善方策の例】

(ア) 「学位授与の方針」について

- ・ 主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ
- ・ 一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・ 学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない
- ・ 大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない



- ・ 大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・ 学位授与の方針と学位審査の客観性を高める仕組み
- ・ 学修の成果を重視した大学評価
- ・ 中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示

(イ) 「教育課程編成・実施の方針」について

- ・ 学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・ 学生の学修時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方が徹底されていない
- ・ 成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・ 順次性のある体系的な教育課程を編成(ナンバリングなど)
- ・ 国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援
- ・ 学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・ 成績評価基準を策定し、G P A等の客観的な評価基準を適用

(ウ) 「入学者受入れの方針」について

- ・ ユニバーサル段階を迎え、入試によって大学の入口管理を行うことが困難(一方、特定の大学をめぐる過度の競争)
- ・ 総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・ 大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し
- ・ 初年次教育の充実や高大連携を推進

(エ) その他の課題

- ・ F Dは普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・ 主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調
- ・ 学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠



- ・ 教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視
- ・ 大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討
- ・ 財政支援の強化と説明責任の徹底

7

② これまでの大学改革の進捗と国の支援

- 国は、制度・予算等を通じて、大学が明確な教育目標に基づく体系的な教育プログラムを提供するよう支援。
- 各大学では、機能別分化を踏まえつつ、様々な工夫を行っており、その成果も着実にあがっている。

(ア) 中教審は「学士力」を提示(H20)し、大学の自主的・自律的な質保証を推進

学士力の主な内容

- ① 知識・理解（文化、社会、自然 等）
- ② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
- ③ 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
- ④ 総合的な学習経験と創造的思考力

(イ) 各大学は、教育の質保証に関する取組を推進

○学部・学科の教育研究目的の明示を義務化し、体系的な授業編成を促進(H20～)

教育研究目的の規定状況：H18年 59%
→20年 93%の大学で規定

○授業の方法・内容、評価基準を学生に示し、成績評価や卒業認定の客観性・厳格性を確保するよう義務化(H20～)

GPAIにより厳格な成績判定を行う大学：H12年 10%
→H20年 45%

○教員の教育面の業績評価が進展

H16年 28% → H20年 47%の大学が実施

○7年ごとに全大学が外部評価（認証評価）を実施(H16～)

H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表

○各大学が、卒業生の状況等について就職先企業にアンケートを行い、教育成果や効果を検証

大学評価・学位授与機構による認証評価の要件

(ウ) 国は、大学の優れた事例(GP(Good Practices))を支援

例

- 情報環境整備による成績評価の厳格化
- eラーニングと対面授業によるブレンディッド学習
- きめ細かい学生サポートの充実
- 産学協力による専門人材の育成
- 体系的な教育課程に基づく、大学院教育の実質化

(エ) 平成23年度概算要求では、これまでの事業の成果と課題の検証を踏まえ「大学教育質向上推進事業」等として準備

○大学教育の質の向上に資する取組

- ・到達目標を明確にし、学習成果を保証する教学
- ・質保証の指標・評価方法の開発
- ・参加型・双方向型学習やICTを活用した教育の開発

○今後の成長につながる分野に対応した質の高い教育カリキュラムの開発

○また、地域・社会の求める人材養成に、大学間連携を通じて取り組む活動を支援

8

3. 大学設置基準の改正「社会的・職業的自立に関する指導等」

(1) 今回の大学設置基準の改正（平成23年4月1日施行）

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

報道例：日本経済新聞（8月30日）「大学設置基準が改正され、来春から大学の教育課程に社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）が義務付けられる」

（職業指導？ キャリア教育？ キャリアガイダンス？）

(2) 大学の目的

学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

説明：大学は、知的・道徳的・応用的能力を展開させることを目的としており、大学教育や学生生活の経験を通じて獲得する成果（知識・技能、態度・志向性等）には、専門分野に関する知識・技能とともに、社会的・職業的自立に必要な資質能力が本来的に内在している。

(3) 改正の背景

①大学設置基準の構造の課題

- 第1章 総則
- 第2章 教育研究上の基本組織
- 第3章 教員組織
- 第4章 教員の資格
- 第5章 収容定員
- 第6章 教育課程
- 第7章 卒業の要件等
- 第8章 校地、校舎等の施設及び設備等
- 第9章 事務組織等
- 第10章 共同教育課程に関する特例
- 第11章 雑則

→大学設置基準では正課外活動や学生支援のあり方が弱い

第9章 事務組織等

（事務組織）

第41条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第42条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

9

4. 学校教育法施行規則の改正「教育情報の公表」

(1) 大学は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- ① 大学の教育研究上の目的に関する事
- ② 教育研究上の基本組織に関する事
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。

これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事

- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。

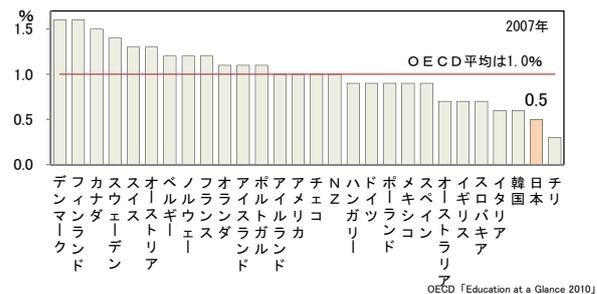
10

5. 我が国の大学教育の国際的な状況（公財政に関して）

○ 高等教育への予算規模をGDP（国内総生産）との割合で比較すると、我が国は、OECD加盟28か国中の27位であり、その規模も、各国平均の半分の水準

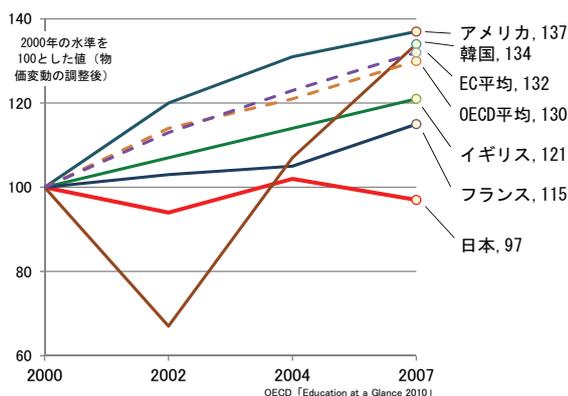
【なお、我が国の高等教育への公財政規模が少ないことについて、我が国は国民負担率（租税負担と社会保障負担の合計）が比較的低いことや、少子化の傾向があるとの指摘もあり得る。しかし、それらの要因を考慮して分析しても、我が国では、大学への公財政規模が低い。】

【各国の高等教育への公財政規模（GDPに対する割合）】



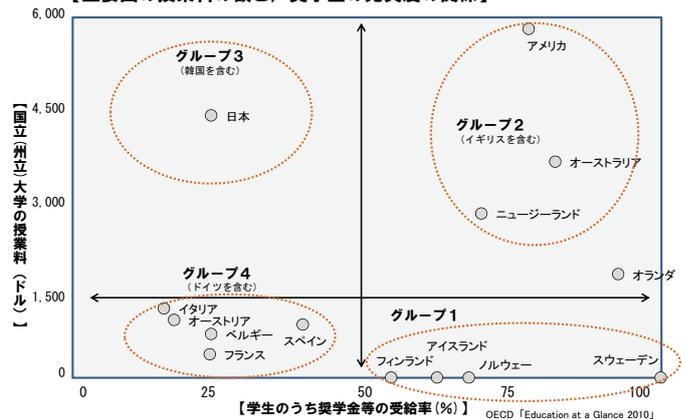
○ また、この10年間、主要国では、高等教育への公財政規模を拡大しているが、日本は増額していない

【高等教育機関への公財政支出の変化】



○ 各国の授業料水準と奨学金等の受給率の関係は、4グループに分類でき、我が国は、授業料が高く、奨学金等の受給率も低い

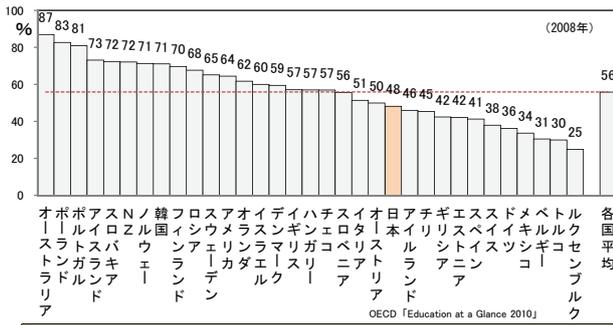
【主要国の授業料の額と、奨学金の充実度の関係】



6. 我が国の大学教育の国際的な状況（量的規模に関して）

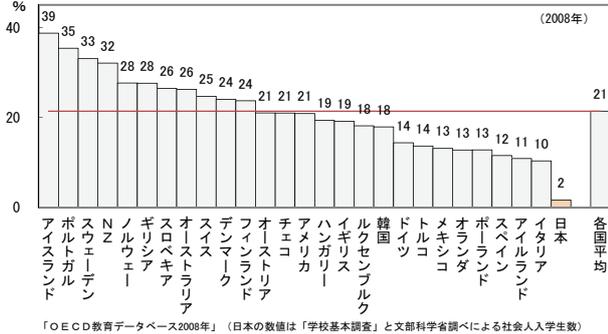
○ 日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない

【大学進学率】



○ 大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD平均21%に対して日本は2%と低い

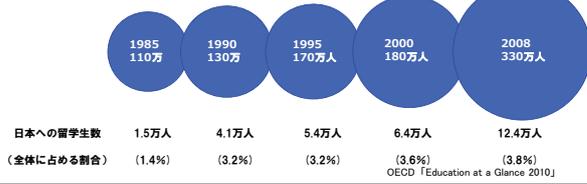
【大学学部入学者に占める25歳以上の割合】



「OECD教育データベース2008年」（日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数）

○ 25年間で、世界全体の留学生は3倍に増加し330万人。そのうち、日本への留学生の割合は3.8%にとどまる

【世界の留学生数の拡大】



○ 海外の有力大学では、外国人教員比率は、多くの場合20%を超える。留学生比率も、州立のUCを除くと15~27%

【外国人教員数・比率】

	日本全体	ハーバード	MIT	ハーバード*	イェール	オックスフォード*
教員数	35.2万	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090
うち外国人	1.8万	528	112	1,119	839	1,699
割合	5.0%	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%

【留学生数・比率】

	日本全体	ハーバード	MIT	ハーバード*	イェール	オックスフォード*
学生数	365.2万	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481
うち留学生	11.8万	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667
割合	3.2%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%

*Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities, 「学校基本調査」, 東京大学「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」, 日本学生支援機構「留学生調査2007」

○ 我が国の大学数は、人口との割合や、大学当たり平均学生数で比較すると、アメリカより少なく、ヨーロッパより多い

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
一大学当たりの人口	17万人	11万人	36万人	65万人	21万人	22万人
一大学の平均学部学生数	3,400人	4,300人	7,200人	13,900人	5,200人	11,100人

7. THEによる大学ランキングについて

○ いわゆる大学ランキングには、民間のものを含めて様々なものが存在する。

そのうち英国のTIMES紙の高等教育別冊(THE, Times Higher Education)によるランキングでは、2009年と2010年で順位に大きな変化があった。これは評価の観点・指標の変更によるものであり、必ずしも大学の実力が直ちに変わったことを意味しない。

○ ただし、THEは、各国の大学への公財政への重視や、アジアにおける中国・香港・台湾・韓国の躍進を取り上げつつ、日本の存在感の低下に言及し、「大学の国際化がうまくいかなければ、長期的には問題になる懸念がある」旨の識者のコメントを掲載している。

【2009年と2010年の200位以内のアジアの大学数の変化】

	2009年	2010年
日本	11大学	↓ 5大学
中国	6大学	→ 6大学
韓国	4大学	→ 4大学
香港	5大学	↓ 4大学
台湾	1大学	↑ 4大学

【THEの2009年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 ケンブリッジ大学(英)
- 3 イェール大学(米)
- 4 UCロンドン(英)
- 5 インペリアル・カレッジ(英)
- 6 オックスフォード大学(英)
- 7 シカゴ大学(米)
- 8 プリンストン大学(米)
- 9 マサチューセッツ工科大学(米)
- 10 カリフォルニア工科大学(米)

- 22 東京大学
- 24 香港大学(香港)
- 25 京都大学
- 35 香港科技大学(香港)
- 43 大阪大学
- 46 香港中文大学(香港)
- 47 ソウル国立大学(韓国)
- 49 清華大学(中国)
- 52 北京工業大学(中国)
- 55 東京工業大学
- 69 韓国科学技術院(韓国)
- 92 名古屋大学
- 95 国立台湾大学(台湾)
- 97 東北大学
- 103 復旦大学(中国)
- 124 香港城市大学(香港)
- 134 浦項工科大学(韓国)
- 142 慶應義塾大学
- 148 早稲田大学
- 151 延世大学(韓国)
- 153 上海交通大学(中国)
- 154 中国科技大学(中国)
- 155 九州大学
- 168 南京工業大学(中国)
- 171 北海道大学
- 174 筑波大学
- 195 香港理工大學(香港)

【THEの2010年のランキング】

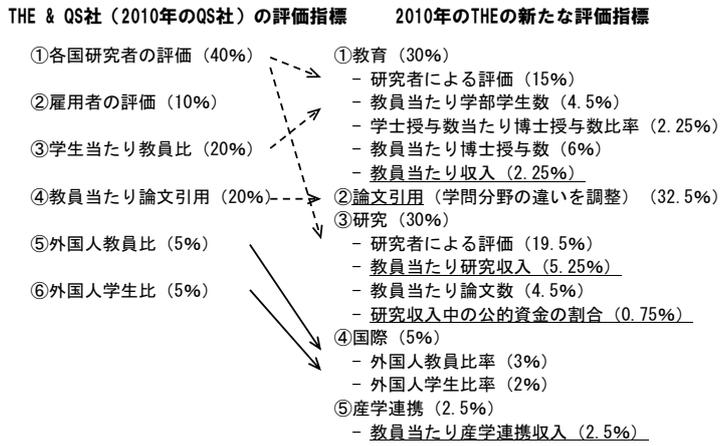
- 1 ハーバード大学(米)
- 2 カリフォルニア工科大学(米)
- 3 マサチューセッツ工科大学(米)
- 4 スタンフォード大学(米)
- 5 プリンストン大学(米)
- 6 ケンブリッジ大学(英)
- 7 オックスフォード大学(英)
- 8 カリフォルニア大学バークレー(米)
- 9 インペリアル・カレッジ(英)
- 10 イェール大学(米)

- 21 香港大学(香港)
- 26 東京大学
- 28 浦項工科大学(韓国)
- 37 北京工業大学(中国)
- 41 香港科技大学(香港)
- 49 中国科技大学(中国)
- 57 京都大学
- 58 清華大学(中国)
- 79 韓国科学技術院(韓国)
- 107 国立清華大学(台湾)
- 109 ソウル国立大学(韓国)
- 111 香港バプティスト大学(香港)
- 112 東京工業大学
- 115 国立台湾大学(台湾)
- 120 南京工業大学(中国)
- 130 大阪大学
- 132 東北大学
- 149 香港理工大學(香港)
- 163 国立中山大学(台湾)
- 171 中山大学(中国)
- 181 国立交通大学(台湾)
- 190 延世大学(韓国)
- 197 浙江大学(中国)

(参考) THEによる大学ランキングの評価項目の変更

- 2010年のTHEの新たな評価指標は、従来の6項目から、13項目に細分化されており、その際、以下のような変更がされている
 - 例：○ 大学財政に関する指標が全体の約1割を占める
(従来は財政は指標に含まれなかった)。
 - 「論文引用」で、学問分野の特性が調整されるとともに、評価での重み付けが増加(20%→32.5%)

(ただし、評価の観点・指標が十分には明らかでないことに留意)



【THEによる解説】

- 今回のランキングでは、1位のハーバード大学を筆頭に、米国が上位5位を独占した。経済危機にもかかわらず高い水準の教員給与と、トップ大学における国際的な環境を受けて、米国の大学に世界中の優れた者が集まってくる。
- 米国の高等教育への投資は他国の2倍以上。OECD諸国が平均でGDP比1.5%を投じるが、米国では3.1%に及ぶ。
- 一方、香港(ランキングの上位200位中に4大学)、中国(同6大学)、台湾(同4大学)、韓国(同4大学)などの大学はランキング順位を上げている。韓国は、数十億ドル規模を投じる”world-class university project”の効果が出てきている。
- 今回のランキングではアジアの大部分の強さが目立つ一方、日本のポテンシャルの弱さも明らかになった。日本の大学で100位以内にあるのは東大と京大の2校のみ。

(<http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2010-2011/analysis-usa-top-universities.html> より抄訳)

パネルディスカッション

コーディネーター 浜村 彰
安岡 高志
公文 溥
生和 秀敏
榎本 剛

敬称略



○浜村 4人の先生，どうもありがとうございました。きょうは4人の先生からそれぞれのテーマについて貴重なお話を伺うことができました。4つの話に共通することを私なりに理解すると，これからの大学の教育の質保証を考えるにあたっては，明確な目標の設定と大学全体における共有化，とりわけ達成目標を明確にして，それを評価するシステムをいかに内部化しているのか。とりわけ評価の後の改善に向けた取り組みがどう実質化されるのかというところにあるかと思いました。

安岡先生からは，「日本の大学というのは学生に勉強させるノウハウがない，そのためには大学のほうが達成目標を測定可能なものとして設定して，それを実現するための目的意識の共有化が不可欠である」という，至極当然なお話を伺いました。

公文先生からは，法政大学が現在行いつつある内部評価システムについての現状と問題点ということで，特に学部段階における内部質保証システムづくりが大きな課題であるという指摘がなされました。

生和先生からは，「今後の新しい平成23年から始まる認証評価のポイントは，自立的な自己改善システムをいかに内部化しているのか。とりわけその中でチェックからアクションの改善にどう結びつけるのかということが最も大きなポイントである」というお話を受けました。

榎本先生からは，私は個人的にはいろいろ非常に気になるお話をたくさん頂きました。先ほど質問状を受け付けるといったのはそのこともあるのですが，とりわけ私が個人的に思ったのは，国際通用性というのは目指すものではなく，それを常に意識するものであるということ，また大学の機能別分化という点も私は非常に気になるのですが，それは今後も引き続き続けていくのだということ，そして，先ほどいった新たな設置基準の変更としての社会的・職業的自立の問題というのは，就業力GPとは関係ない。正規のカリキュラム，学生支援を通じて職業的自立をいかに育成するかがポイントなのだというお話を伺いました。

4先生それぞれ，非常に興味深い話が出されました。そこで，私からコーディネーターとしていろいろ質問するということもあるのですが，時間がもったいないと思いますし，実際，既に安岡先生と公文先生については質問が出されております。内容を見ますと，やはりどうも教員の問題が一番大きいという質問が多い状況のようです。そ

ここで、安岡先生と公文先生に出された質問について、全部答える必要はないかと思えますけれども、まずはお答えいただいたほうがよろしいかと思えますので、お願いできますでしょうか。では、安岡先生からお願いいたします。

○ 安岡高志氏への質問と回答

単位の実質化に向けて授業外学修をふやそうとする取り組みはレポートのフィードバックなど教員の負担もふえるため、積極的にならない先生方も多いように思います。先生に前向きに取り組んでもらうために大学で何かできると思われますか。

(回答)

これは、その先生が大学にちゃんといるのだという存在を認めるシステムをつくれればよいと思います。先生方が望んでいるのは、大学に自分が存在するのだということ、自分がある価値があるということを認めてもらうことだと私は思っております。

教員の質保証について。大学組織として既に目標ビジョンを示しています。ともに共有して、学部、学科で具体的ミッションを起こし、研究会なども開いています。しかし、出席理解が得られないメンバーも多く、この点、苦慮しています。先生の経験から妙案があればお願いいたします。

(回答)

これは半分以上出席していれば、出席しない人はもうほうっておけばいいです。ただし、出席した人たちが、この集まりがいかに楽しく、成果を出すことができるかを示すことが大切だと思います。

具体的な目標設定において、大学全体で大学の目標設定、学部単位の目標設定をいかに組織的に全体の共有組織をもつように設定できるかが重要なことと考えます。この点についてお考えがあればお願いします。

(回答)

これは一番いいのがワークショップではないかと思えます。私は明海大学の歯学部で

ワークショップを何回かやらせていただいたことがあります。明海大学の歯学部が発展するためというワークショップをしますと、まず国家試験の合格率を100%にするというが出てきました。それは当然のことなのですが、それをずっと煮詰めてゆき到達したところは、明日からすることは学生の名前を最初に覚えましょうということになりました。それはなぜか。国家試験100%合格には学生を元気にしなくてはいけない。元気にするためには個人として接することが大切である。そのために、最初に名前を覚えようというわけです。そういうワークショップをすることによって帰属意識が出ます。

もう1つあったのは、これも奥羽大学の歯学部だったのですが、バーチャルの世界が多いから、奥羽大学の歯学部はこれから現物主義でいこう。要するにバーチャルでなしに実際のものを見せたり、触らせたり、作らせたりしようというのです。やはりこんなことを合意することだと思います。

達成度評価は大変参考になりました。個々の教員が学部、学科の帰属意識が弱く、教員への関心が低いので、どのような方法で成熟度レベルを上げればよいのでしょうか。

(回答)

これははっきり申し上げると、会合をたくさんもつしかないと思っています。その他に評価が必要です。参考にねるか分かりませんが、企業の例を申し上げます。非常にうまくPDCAサイクルが回っております青梅慶友病院は一体どうしているかという、病棟の評価をして、病棟に競争をさせるようにしています。そうすると、病棟に帰属意識ができるわけですから、学部意識もできるかもしれません。

あるいは、先ほどのスターバックスも支店の評価をするのですが、その支店が満点の評価をとるとバッジをくれるのです。たった1ドルのバッジです。でも、従業員は1ドルのバッジをつけて働くことにすごい誇りをもっているのです。そういう文化を大学につくることです。例えば、先ほどの一番最初の時間外の学修をさせる先生がでると1ドルのバッジを上げればいいのです。そして、それをつけて大学にいるということがとても誇りに思えるようなシステムをつくることだと思います。

講演資料の6枚目について、授業時間学修の調査の主体はだれでしょうか。また、1単位の授業時間はすべて30時間で計算しているのでしょうか。

(回答)

私(安岡)です。挙げている数値は個人単位を学部単位で平均したものです。また、講義、演習は30時間。実験、実習その他は15時間で平均していますから、その組み合わせで教室外の時間は約27時間ということになっています。以上です。

○ 公文溥氏への質問と回答

毎年度各組織が方針報告書を作成することについて負担増となることから、それを決定する際に抵抗はなかったのでしょうか。また、あったとしたらどのような合意形成をされたのでしょうか。

(回答)

これは幸い大学評価室を新しく設置し、そして、その評価室を通して規定も変えて発足しました。したがって、抵抗の余地なしで通っております。しかし、現在、負担増だという意見は少しずつ来ております。できるだけそういう意見に対しましても応えるように、先ほど申しました評価室セミナーのようなものを開いたり、質保証に関する内外の有用な情報、正確な情報を学部長に対して伝えるような努力は我々絶えずしております。

基準協会の認証評価システムでは、教員組織という認証基準の中に教員自身を評価の対象とする項目があります。貴学では教員の評価をどのようにとらえ、また、どのように進めようとなさっていますか。

(回答)

大変微妙な質問をされました。これは理事会の事項で私が答えることではないのですが、直接教員評価というのは現在やっておりません。しかし、新しい法律ができて、来年度から個人の業績でありますとか、教員個々の業績、学歴を公表するようになっていきますので、これから少しずつ進んでいくのではないかと思います。

評価室の構成についてお伺いしたい。またアンケート調査結果をどのようにフィードバックしているのでしょうか

(回答)

評価室は余り立派な評価室ではありませんで、教員の私が評価室長を担当しております。事務職員が2人、もう一人アシスタントの方がおります。合計4名でやっております。しかし、アンケート調査の集計とかは外注化して事業を進めております。

これは、アンケート調査につきましては大変貴重な意見でございますので、事務部門、それから教員部門、それぞれアンケート調査の結果と、特にコメントがございますので、そのコメントに関して回答を書くように依頼して、事務部門は回答をホームページで公表しております。しかし、教員部門は遅れております。事務部門から教員もやるようにといわれまして、今年から対応するようにしております。

法政大学における内部質保証の仕組みとは、自己点検評価体制を指すと理解してよろしいでしょうか。評価結果と予算策定の連動をもって内部質保証とすることを企図しているのでしょうか。

(回答)

この点も理事会と相談しているのですが、我々、実は評価委員会のほうの評価が去年初めて行われて、ことし2年目でございます。まだまだ評価に対する学内の信頼性が十分整っているとは思えないので、予算制度と評価結果を連動させるというのはもう少し時間をかけて慎重にやりたいと思います。もちろん意識はしておりますが、直ちにはできないと考えて、しかし、やがてそういう方向でいきたいと考えております。

自己点検と自己評価はどう区別されているのでしょうか

(回答)

自己点検ということで我々が考えておりますのは、各学部などが行う自己評価活動を

そのように考えております。しかし、大学の中で大学基準協会の評価に対応いたしますような評価委員会を設けまして、大学の中で点検と評価活動両方をする事で、大学としての社会的な責任を果たしていくことと考えていますので、自己点検委員会が行う自己点検活動と評価委員会の行う評価活動の両方を機能させるように考えております。

○浜村 ただいま公文先生に寄せられた質問に対してお答えいただきましたけれども、その点に関連して補足的に質問がありましたらどうぞ。

私が質問いたしました1つの理由は、本学の学校規模がちょうど法政の10分の1の大きさなのです。そういう小さなところで、どこの学校でも大体自己点検、自己評価という形で委員会ができているわけなのですけれども、その場合に、また今年度からいろいろな意味で自己点検、自己評価、新しいやり方をしなければならないということになると、やはり点検という作業と評価という作業は区別されるべきものなのだろうか。また、そのやり方として、例えば、ある目標なりある方針を設定したときに、点検ということと評価ということをそれぞれやるべきなのか、それとも、ある目標設定に対して点検したことを評価するという形になるのか、そこら辺はどうなのかなということ。

特に今いったように、うちの学校の場合、人員の面で法政の10分の1ですから、余り先生方もお忙しくなると大変だということもありますので、先生方にも自己点検、自己評価をどのようにやっていくかということでのいろいろ迷いがございますので、それで質問させていただきました。

(回答)

○公文

大学の規模もございますから、委員会をつくるといっても、屋上屋、負担のほうが増えるという問題が発生します。しかし、我々が考えましたのは、学部などが行います自己点検評価の活動だけだと、やはりどうしても一方通行といえますか、学部としての評価だけにとどまります。したがって、大学の中、つまり7年に1回、大学基準協会での評価を受けるというのは、これはこれでよろしいのですが、我々は毎年評価をすることを

考えていますので、そうなりますと、学内であっても学部の自己点検に対して評価をすることによって改善、改革を促すという指標を提示していくということが大事ではないかと考えました。

○浜村

その点について私も補足的にいいますと、法政大学で自己点検評価体制を再構築するときに、自己点検を報告する側と、それを受けて評価する側を分けて、そして評価員については学外の第三者も入れるということを組みましたけれども、なぜそこにこだわったかという、先ほど生和先生からお話がありましたように、実は平成23年以降の新しい大学の評価基準が分野別評価を省略化して、その分については、いかに自分たちで点検して評価できるPDCAの自己改善サイクルをもっているかどうか重要なポイントになるというお話を伺っておりましたので、やはりそれに対応したシステムをつくる必要があるであろうという形でやったわけでございます。

法政大学の場合は学部が15もありますから、それをやるとえらい大変で、今、評価員の数が全部で30から40ぐらいいるのですけれども、規模が小さい場合には、逆に評価員も少なく済むと思うので、その辺は何とかなるのではないかと無責任なことはいってありますが、うちの大学の趣旨としてはそういう趣旨で、その部分はちょっとこだわったという経緯があります。

○ 榎本剛氏への質問と回答

大学教育の質向上の観点からさまざまなGP採択校の知見を検証し、他大学で活用させるということに関して教えてくださいませんか。

(回答)

GPは、そのいい事例を他大学にも普遍化できるような形で集約し、それを広めていくということが非常に重要な点でした。ただ、率直に申して、そういった取り組みはまだまだ足りなかったと思っています。ですので、こういった取り組みは国でも心がけていきますけれども、こういったGPを取り組んだところについてはより積極的に、うちの大学の成果はこのように転用可能ですというところまで思いが進んでいくとありが

たいと思っています。

私大の連合会で去年まとめられました渡り鳥構想というのは非常に大事なことだと思います。教育課程をより豊かなものにしていくということ、学生に多用な経験を提供できるようにするということが、そういったこと1つとりましても、大学間の連携でいろいろなことをやっていくということが非常に重要であり、そういったことは文科省も積極的に支援していこうと思っています。

機能別分化について、単科大学、あるいは非常に少ない学部から構成されている大学や地方の大学の場合には割とすっと頭に入るかと思うのですが、首都圏の総合大学の場合に機能別分化に向けた大学の方向性を決めろといわれても、どうしたらいいのだろうという正直なところがあるのですが、こういう場合にはどう考えたらよろしいのでしょうか。

(回答)

将来像答申でそのあたりは相当気をつけて書いてあります。大学の中身は極めて多用であり、いろいろな活動が行われているが、その活動を大まかに分類していくと7種類ぐらいあるのではないかと。各大学がその中のどういった部分により力を注ぐのかに関してはいろいろなやり方がある。学内にもいろいろなグラデーションが存在しているという意味です。

どのように各大学の個性がよりみえるようにするかということなのだろうと思います。その際のアプローチは当然、ご指摘のとおり総合型のところと比較的個性がみえやすいくところでは違ってきます。大学を一定の鑄型に分類する「種別化」とは違います。

機能別分化を進めていきますという、では、来年から全部これで決まってしまうのかと思われがちなのですが、そうではないです。だんだんと大学の個性がよりみえていくようにするという動きの推奨であります。

○ 生和秀敏氏への質問と回答

平成23年以降の新たな認証評価につきましては、大学内部のP D C Aの内部化といえますか、自己点検システムがどう回っているのかを重視するのだというお話でした。特に今後は、大学全体の機関別評価はやるけれども、分野別評価については簡素化することになりますと、結局その部分は各大学、あるいは学部が自分でやらなければいけないということ。そしてこれが非常に実効性があるうまく機能しているのだということのエビデンスを挙げて証明しなければいけないということになるかと思うのです。これはやらせる側からすると楽になるのですけれども、悪い言い方ですが、やる側からするとかなり負担がふえるという感じがあるのです。その辺についてはどうなのでしょう。

(回答)

負担が大きいというのは、私も大学に長くおりましたから実感としてわからないことはないのですが、企業などでは業務評価を当たり前のこととしてやってきたわけです。大学は学生の評価はしましたけれども、それ以外の評価というのは実際やったことがないのです。ですから、これが大変だというのは、大学人の甘えである部分があります。ただ、大学は評価をする機関ではなくて、あくまでも教育・研究機関ですから、その前提となる活動に評価活動が大きく食い込んでしまうと問題で、評価機関は改善しなければならないと思っています。

そのためにも、可能なものは大学の判断にお任せし、第三者としてきちんとチェックする必要があるもののみを基準協会としてチェックしましょうというのが今回の改定の狙いです。いい大学であろうとするためのさまざまな外部の意見を聞いたり評価を受けたりということは自主的な判断としておやりいただきたいと思います。

これは決して機関が手を引くというか、省エネをねらっているわけではなくて、本来大学評価の原点に立ち戻ろうというわけです。設置基準が簡素化され、大学の裁量権が増すにつれ、直接社会に対して自らが責任を果たすことが求められるのは当然の流れであると思います。評価の作業は大変ですが、学内の評価体制を整備し、役割と責任を明確にし、評価活動の円滑化を図ったり、大学の諸活動についてのデータベース化を進め

たりすることで、負担は相当軽減できると思います。現在、学位授与機構がデータベースをつくっていますが、日本の大学が共通したデータベースを利活用できれば、事態は随分変わってくると思います。最初はちょっと大変かもしれませんがね。

達成度評価を行うとのことであるが、大学の規模、レベルによって同じ目標であっても難易度が異なる。よって目標設定のテクニックによって評価を上げることが可能とも思われる。第三者の評価が実績につながっていく以上、目標設定に対する評価も必要ではないでしょうか。

(回答)

おっしゃるとおりです。達成度評価というのは技術的にいえば、目標を低く設定しておけば、それは達成がしやすいし、理想を掲げると達成は非常に困難であるということになります。目標を掲げることが大事だと先ほどから申し上げてきましたが、目標の掲げ方の問題がきちんと議論されなければならないと思います。掲げる目標が実現可能であると判断できるかどうか。つまり現有の資源や歴史や伝統や実績を念頭に置いて、ワンステップアップしようとするときには、どのような目標が適切か、このことを大学には考えて頂きたいと思います。目標を高く設定すれば大変だから思い切り低くしておこうといった技術的な問題だけで考えて頂くことは問題です。達成度というと目標の実現の程度だけを問題にしているのではなく、目標の立て方それ自体の妥当性についても評価しようと考えています。

一番初めにお話しすればよかったのですが、理念、使命、目的、目標、方針という言葉がありますが、理念は大学が拠って立つ価値観ですから、第三者が云々することではないと思います。しかし、使命や目的・目標の設定には、それが実現可能であるかどうかという視点から判断をいたします。重ねて申しますが、大学が掲げる目的・目標は、大学の見識を社会に対して示す重要なステートメントであるのです。技術論で対応すべき問題ではありません。

閉会のあいさつ



法政大学国際学術支援本部担当常務理事

徳安彰

本日は、法政大学が開催いたしましたシンポジウムに多数お集まりいただき、大変ありがとうございました。お話しいただいた先生方にも改めて御礼を申し上げます。短い時間一短くもないですか、午後の時間、かなり濃密なお話をいただき、議論がなされたと思っております。

私、国際交流の担当としての立場から感想を一言だけ申し上げて閉会の辞にかえたいと思います。担当柄、欧米、あるいはアジアの諸大学を回っていろいろな制度を見たり、あるいは教育のシステムの変化をみておりますと、質保証というのは幾つかいろいろな側面があるのだらうと思えます。

お話の中で日本のガラパゴス化という話も出ました。ただ、ヨーロッパのようにEU域内を中心に教育の共通化のための大学の教育システムの共通化、カリキュラムの共通化等を進めているところであっても、一方で、国の文化、社会の多様性は保持していく。つまりヨーロッパがのっぺらぼうなヨーロッパになるのではなくて、各国の独自性を保ちながら、しかし、高等教育の流動性を高めていくという、ある種二律背反的な非常に難しい課題にヨーロッパも取り組んでいるところであります。アジアはまだそのような枠組みができておりませんが、構想としてはアジア版のボローニャプロセスとかエラスムス計画に当たるようなものをつくっていこうというような話は出つつあるという状況になっているかと思えます。

もちろん日本の大学の国際競争力は冒頭にあったような状況では甚だ情けない。よくあれで経済大国でいられるなと思うわけでありますが、では、日本の大学の日本としての独自性、特色は何かをきちんと踏まえつつ、しかし、国際的に通用していく人材を育てる。そのような教育をしていくための質保証とは何か、こういうことを考えていかなければいけない難しい時期に差しかかっているのだということを改めて感じさせられた

わけでございます。

政府としても2年前に留学生30万人計画というような話が出て、留学生を今の倍以上にふやさないといけないような数値目標が出たりもしたわけでございますけれども、では、それだけ入れて何をするのか。彼らは日本に来て教育を受ければどのような質の保証が得られるのか。もっと露骨に言えば、どのようなメリットがあって日本に来る意味があるのか。そういったことを各大学、そして日本全体としてきちんとアピールし、発信していかなければ、とにかく頭数だけそろえても全く意味はないわけでありまして、そういった課題が国際化の観点からは突きつけられていると思いながら今日のお話を聞かせていただいた次第でございます。

皆様、長時間どうもありがとうございました。

付 録

法政大学大学評価室シンポジウム 登壇者略歴

◆基調講演

安岡 高志 (やすおか・たかし) 氏

立命館大学教育開発推進機構教授

1975年東海大学理学部化学科助手，1988年東海大学理学部教授，1999年東海大学教育研究所所長を経て，2008年立命館大学教育開発推進機構教授（現在に至る）。

専門は環境化学，大学教育。

主な著書に「授業の道具箱」（共訳）（2002），「授業を変えれば大学が変わる」（共著）（1999），「授業をどうする！」（共訳）（1995）がある。

公文 溥 (くもん・ひろし) 氏

法政大学総長室付大学評価室長・社会学部教授

1974年東京教育大学大学院文学研究科博士課程修了（単位取得満期退学）。1972年法政大学社会学部助手，同助教授を経て1984年社会学部教授（現在に至る）。社会学部長，図書館長を歴任。2007～2008年法政大学全学自己点検委員会委員長，2008年大学評価室長（現在に至る）。2007年大学基準協会大学評価委員会委員（現在に至る）。専門は国際経営論。

◆パネルディスカッション

生和 秀敏 (せいわ・ひでとし) 氏

広島大学名誉教授，大学基準協会特任研究員

1968年広島大学大学院教育学研究科修士課程修了。1988年文学博士。広島大学総合科学部教授，同総合学部長，同副学長を歴任。IDE大学協会中国四国支部常任理事，大学基準協会相互評価委員会委員長，文部科学省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」委員，大学評価・学位授与機構外部評価委員および専門委員，国立大学協会調査研究部プロジェクトリーダー等を歴任。専攻は実験臨床心理学。文部科学省特任研究業務として「専門分野別評価の方向性」（2007），「内部質保証システムの構築」（2008）がある。

榎本 剛 （えのもと・つよし）氏

文部科学省高等教育局企画官（兼）高等教育政策室長

1968年生まれ，東京大学法学部卒，1991年文部科学省入省。教育助成局財務課，体育局生涯スポーツ課企画調整係長などを経てオーストラリア雇用教育訓練青少年省派遣。以後も在英日本大使館一等書記官，日本学術振興会国際事業部人物交流課長，千葉県教育委員会教育次長などを歴任，2008年文部科学省高等教育局企画官（兼）高等教育政策室長（現在に至る）。著書に「英国の教育」（2002）がある。

◆コーディネーター

浜村 彰 （はまむら・あきら）氏

法政大学常務理事，法学部教授

1975年法政大学法学部卒業，1984年法政大学大学院社会科学研究科博士課程単位取得満期退学。1988年流通経済大学社会学部助教授を経て，1994年法政大学法学部教授（現在に至る）。2002～2004年同学生部長，2007年～2008年同法学部長，2008年学校法人法政大学常務理事（現在に至る）。専門は労働法。

◆司会

川上 忠重 （かわかみ・ただしげ）氏

法政大学教育開発支援機構FD推進センター長，理工学部教授

1991年法政大学大学院工学研究科機械工学専攻博士後期課程修了。工学博士。1993年法政大学工学部講師，工学部助教授を経て，2004年工学部教授（現在に至る）。2009年FD推進センター長（2009年11月より教育開発支援機構FD推進センター）（現在に至る）。専門は燃焼工学。

2010年10月27日
総長室付大学評価室

大学評価室シンポジウムアンケート結果

アンケート回答総数 48名

F1 職業

1 大学教員	33.3%
2 大学職員	43.8%
3 教育関係機関職員	12.5%
4 その他	10.4%

その他 大学監事, 民間企業, 大学院生

Q1 シンポジウムの情報源 (複数回答あり)。

1 法政大学ホームページ	19.6%
2 大学プレスセンターニュース配信サービス	5.9%
3 ポスター, チラシ	23.5%
4 広島大学高等教育センターホームページ	15.7%
5 日経産業新聞	2.0%
6 その他	33.3%

その他 関係者・知人からの紹介, FD シンポ

Q2 シンポジウムに参加した理由 (複数回答あり)。

1 テーマに関心があったから	38.7%
2 講演者・パネリストに関心があったから	16.1%
3 内容に関心があったから	34.4%
4 法政大学主催のシンポジウムだから	9.7%
5 その他	1.1%

Q3 本日のシンポジウムについて

	内容					時間配分			
	参考になった		←→参考にならなかった			長い	丁度よい	短い	N
	1	2	3	4	N				
基調講演1 大学の質保証と国際化	68.8%	22.9%	6.3%	2.1%	0%	10.4%	60.4%	12.5%	16.7%
基調講演2 法政大学における内部質保証	29.2%	50.0%	18.8%	0.0%	2.1%	10.4%	66.7%	4.2%	18.8%
話題提供1 今後の大学評価の方向性とあり方	45.8%	37.5%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	47.9%	16.7%	27.1%
話題提供2 高等教育政策における質保証とは	60.4%	25.0%	4.2%	2.1%	8.3%	2.1%	33.3%	33.3%	31.3%
パネルディスカッション	25.0%	39.6%	8.3%	0.0%	27.1%	0.0%	37.5%	16.7%	45.8%
シンポジウム全体	41.7%	41.7%	4.2%	0.0%	12.5%	4.2%	54.2%	4.2%	37.5%

意見・感想

- ・本務校の行事の都合により、最後まで参加しお話をきくことができず大変残念でしたが、途中まででもお話をきくことができ、とても勉強になりました。こういったシンポジウムに出席するたび、質保証等大学教育への取り組みには大学によって差があることを痛感します。（法政大や立命館大などががんばっている大学は本当によくがんばっているが取り組みの遅い(or 取り組めない?) 大学も多くあるので…)
- ・安岡先生の講演は大変興味深く、もう少しお話をきいてみたかった。
- ・参考になりました。法政大学の関係各位に感謝します。ごくろうさまでした。
- ・私立大学の質保証との視点にて開催された本シンポは大変参考になりました。また、この季節は次年度の計画を検討し始める時期でもあることから、今後とも開催していただければ幸いです。
- ・三流の大学教員が、勉強勉強と言って、質保証を議論するのは笑止である。企業と大学との基本的使命の違いが分かっていない。
- ・基調講演1は大変よく理解できた。多くの疑問がすんなりと解ける内容であった。大学評価の意味がまた、文科省の方針についてわかった。
- ・大変参考になりました。榎本氏のフランクな話題提供。安岡先生のサードプレイスと生和先生の話にも共通点があり面白かった。
- ・このような機会を設けていただいたことは、とてもよかったです。場所もよかったです。休憩時間に法政大学の歴史的資料も見せてもらったが、これらもよかったです。ありがとうございました。
- ・内容が具体的、現実的でとても有益だったと思います。時間的にももう少し余裕があればと思います。
- ・質保証というものの考え方が大変よく理解できました。テクニカルな話に終わらなかったことが、よかったですと思います。
- ・今後とも継続いただけることを期待しております。
- ・パネルディスカッションがQ&Aコーナーになってしまっていた。共通のテーマに関する意見や考えを様々な視点から議論してほしかった。
- ・法政大学における事例はweb等を参照すればわかることなので、違う視点での情報提供がほしかった。
- ・貴重な機会をお作りいただき、ありがとうございました。大変参考になりました。
- ・今回のような機会を継続的に設けていただければ幸いに存じます。
- ・シンポジウムのテーマ「…私立大学の質保証」に関し、①「質保証」については充実した講話がなされましたが、②「私立大学」に焦点を合わす面が足りなかったように思えます。
- ・政策レベルから大学でのとりくみレベルまで総合的に情報を得ることができ非常に参考になりました。「グローバル化」という点ではあまり言及がなくて残念だった。
- ・とてもおもしろいシンポジウムでした。安岡先生と榎本先生の説明時間（用意された資料に対する配分）が少なく思いましたが、全体としてはとても参考になった。有難うございました。（但しいつまでも文科省政策室長にたよるのではなく、自らで考え、他校を圧倒すべきことですよ!）
- ・教育・学問と奥深い領域をより考える貴重な時間となりました。ありがとうございます。
- ・標準化を求める企業、国際化を目指すときの指標となる海外の教育家、このような関係者の方も含めたシンポジウムの開催が今後必要となるのではと考えさせられました。

以上